

イギリスの2011年議会任期固定法

海外立法情報調査室 河島 太郎

【目次】

はじめに

I 2011年法制定の背景

- 1 制定前の法状況
- 2 議会任期固定法制定論の台頭と賛否の論拠
- 3 制定の経緯
- 4 制定手続の課題

II 2011年法の概要と論点

- 1 任期
- 2 解散による総選挙
- 3 大権事項
- 4 その他

おわりに

翻訳：2011年議会任期固定法

2011年議会任期固定法の関係法律（抄）

はじめに

イギリスの2011年議会任期固定法（同年法律第14号⁽¹⁾。以下「2011年法」という。）が2011年9月15日に制定され、即日施行された。同法の制定により、イギリス議会⁽²⁾下院（以下単に「下院」という。）の総選挙の選挙期日は

原則として5年ごとの所定の日に固定され、任期満了によらない下院の総選挙は、その自主解散があった場合又は下院による政権⁽³⁾の不信任決議案の可決後所定の期間内に現政権を改めて信任し若しくは新政権を新たに信任する決議案が可決されなかった場合に限られることとなった。また、従来は、君主⁽⁴⁾が議会の解散大権を有し、その行使について助言する首相が主導して下院の総選挙の施行時期を決定してきた。しかし、2011年法の制定により、君主の解散大権は失われ、首相の総選挙の施行時期に関する事実上の決定権限にも重大な制約が加えられた。

このように、2011年法はイギリスの議会と政府との均衡関係に影響を及ぼし、その近年の憲法改革において重要な意義を有するものであるばかりでなく、マニフェストの導入等イギリスを一つのモデルとして政治の在り方を模索してきた我が国にとっても参考になると思われる。そこで、本稿では、同法の内容を分析して紹介するとともに末尾にその本則の全訳を付した。また、同法の附則により整理された法律の関係条項を抄訳して新旧対照表の形式で示し、併せてその他の関係法律若干を抄訳した。

ところで、イギリスの法制においては、そもそ

(1) Fixed-term Parliaments Act 2011 (c.14).

(2) 連合王国議会をいい、以下特に問題のない限り単に「議会」という。

(3) 原語は (Her Majesty's) Government 等であり、通常は「政府」と訳される。本稿においては、國務大臣をもって組織する「内閣」に副大臣、政務官等のいわゆる閣外大臣を加えたものを「政権」と呼び、これに補助機関の公務員を加えた「政府」と区別した。ちなみに、government は、「政権」又は「政府」のいずれも意味することがありうる用語であり、訳語は個別に決定する必要がある。なお、「政権」を意味する語として administration が用いられることもある。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, pp.24-25.

(4) 現在のエリザベス2世の王位継承後の制定法や資料には、Queen や Her Majesty の字句が、男性国王の在位中の制定法等には King や His Majesty の字句が用いられ、それぞれ通常は、女王、女王陛下、国王、国王陛下等の訳語が充てられる。また、資料により、Sovereign, Monarch 等の字句も散見され、それぞれ、元首、君主等の訳語を充ててあえて区別することもできよう。しかし、いずれにせよ、これらの意味には、さして大きな相違も認められない。そこで、原則として、本稿の解説部分では便宜上できるだけ原語の字句にかかわらず「君主」を用いて訳語の統一を図り、法令等の翻訳部分では原語の字句に応じ適宜の訳語を充ててその初出直後の（ ）内に原語の字句を示すこととした。

も「議員の任期」という概念は見当たらず、憲法史上「議会の頻度と存続期間」が議会制度の要素として観念されるにすぎなかった⁽⁵⁾。ここに「議会の存続期間」とは、後述するとおり召集令状に指定された議会の集会の期日に始まり通常は解散により終了する期間のことである⁽⁶⁾。議会の存続期間には制定法で上限が定められており、この議会の存続期間の上限が議員の任期に相当するものである⁽⁷⁾。2011年法の題名に「任期」の語が用いられていることもあり、本稿では、必要に応じ、議会の存続期間の上限を「(議会の)任期」ということとする⁽⁸⁾。また、イギリスの制定法と文献は、ほぼ一致して解散の対象を下院ではなく議会としており⁽⁹⁾、解散により議会の存続期間は終了することとなる⁽¹⁰⁾。

I 2011年法制定の背景

本章では、2011年法制定の経緯として、同法制定前の任期に関する制度状況を確認した後、議会任期固定法の制定の是非をめぐる議論についてごく簡単に触れておきたい。

1 制定前の法状況

かつて、1688年の名誉革命後に制定された1694年議会集会法(同年法律第2号⁽¹¹⁾。以下単に「議会集会法」という。)第III条の規定により⁽¹²⁾、議会の任期は3年に定められ⁽¹³⁾、これによりかつての騎士議会⁽¹⁴⁾のように同じ議会が18年も存続することは不可能となり選挙民の権利が一層尊重されることになった⁽¹⁵⁾。しかし、

(5) F. W. メイトランド(小山貞夫訳)『イングランド憲法史』創文社, 1981, pp. 237-239, 330-333, 388-394, 496-499. (原書名: F. W. Maitland, *The constitutional history of England: a course of lectures delivered by F W Maitland*. 1908.)

(6) 議会ウェブサイトの用語解説によれば、Parliament ないし the Parliament とは組織としての「議会」を、a Parliament とは総選挙から次の総選挙までの期間をいうものとされている。“Parliament” (<http://www.parliament.uk/site-information/glossary/parliament/>) ただし、制定法の用語を見る限り、おおむね、解散の対象としては Parliament が、召集の対象としては the Parliament 又は Parliaments 若しくは a Parliament が用いられており、本稿にとってこの区別が有意義とは思われない。したがって、本稿では、Parliament の語に相当する概念には、可算若しくは不可算の別又は冠詞の有無を問わず、いずれも「議会」の語を用いた。

(7) 前田英昭『イギリス』(岡野加穂留ほか編, 世界の議会 1) ぎょうせい, 1983, p. 82 は、「議会期(議会の存続期間であり議員の任期でもある)(Duration of Parliament)は五年である」とする。

(8) 議会の存続期間の上限をその任期とする用語法については、A. V. ダイシー(伊藤正己・田島裕訳)『憲法序説』学陽書房, 1983, pp.43-46. (原書名: *Introduction to the study of the law of the constitution*. 8th ed. 1920.) に従った。

(9) 翻訳した2011年法等参照。その他文献としては、以下の脚注に記載したものを除き、例えば、David Feldman ed., *English Public Law*. 2nd ed. (Oxford Principles of English Law), Oxford: Oxford University Press, 2009, paras. 2.02-2.06.

(10) *Halsbury's Laws of England*, 4th ed. v.8(2): Constitutional Law and Human Rights. London: Butterworths, 1996 Reissue, para. 209.

(11) Meeting of Parliament Act 1694 (c.2). 旧1694年三年任期法(Triennial Act 1694 (6 & 7 Will. & Mar. c.2))のことをいう。1948年制定法整理法(〔同年法律〕第62号)第2附則(Statute Law Revision Act 1948 (c.62), Sch. 2)の規定により、短縮題名のみ改められている。

(12) Meeting of Parliament Act 1694 (c.2), s.III.

(13) それと同時に、同法は、議会が3年に1回以上開会されなければならない旨(第I条)及び当時の議会が1696年11月1日に消滅して終了する旨(第III条)を定めていた。なお、当時、スコットランド及びアイルランドはイングランドと別の王国となっており、ここで「議会」とはイングランド議会をいう。

(14) ステュアート朝のチャールズ2世が召集した議会であり、その治世の大半にわたる1661年から1679年まで同じ議会が開かれた。今井宏編『イギリス史—近世—』(世界歴史大系)山川出版社, 1990, pp.40-49.

(15) 中村英勝『イギリス議会史(新版)』有斐閣, 1977, p.82.

1715年のジャコバイト派の乱⁽¹⁶⁾を契機として、選挙民にジャコバイト派の支持者が多い中で近い将来に選挙を行うことは当時の内閣と国家の平穏にとって危険であるとの理由から制定された1715年七年任期法（同年法律第38号⁽¹⁷⁾。以下単に「七年任期法」という。）の規定により⁽¹⁸⁾、任期3年が7年に延長された⁽¹⁹⁾。その後、1911年議会法（同年法律第13号⁽²⁰⁾。以下単に「議会法」という。）が制定され、同法第7条の規定による七年任期法の改正により議会の任期が「5年」に短縮された⁽²¹⁾。その理由は、議会法が上院の権限を制約して下院の優越を定めたことに伴い下院の任期を短縮して両院の勢力の均衡を保持すること⁽²²⁾及び選挙民の意思が更に下院に反映されやすくすること⁽²³⁾とされている。この任期5年は、第1次及び第2次の2回の世界大戦の際に臨時に延長されている。前者の際にあっては1914年から1918年にかけて4回にわたり7か月又は8か月ずつ任期が延長され、最

終的な任期は7年6か月となっている⁽²⁴⁾。また、後者の際にあっては1940年から1944年にかけて5回にわたりそれぞれ1年ずつ任期が延長され、最終的な任期は10年となっている⁽²⁵⁾。

議会は任期満了前に解散することができ、その後、下院の総選挙が行われることになる。解散は君主の大権事項であり、一般的に首相の要請に応じて君主が議会の解散をするが、解散は一定の場合に君主に首相の要請を拒否する裁量の余地がある一身専属的な大権事項とされていた（後述第Ⅱ章第3節参照）。ところで、下院の信任を得られない政権又は首相は、憲法慣習により、辞職又は君主に対する議会の解散の要請（適切と認められるときに限る。）のいずれかを選択する必要に迫られてきた⁽²⁶⁾。ただし、下院の政権に対する不信任に該当する具体的な事例の範囲は、必ずしも一見して明らかというわけではなかった⁽²⁷⁾（後述第Ⅱ章第2節(1)参照）。

(16) ジャコバイト派（名誉革命により亡命したステュアート家のジェームズ2世とその子孫を支持する一派）がアン女王の死により王位がドイツのハノーヴァー家にわたることとなったことから、ステュアート家の復位を図りジェームズ2世の子ジェームズ・エドワードを擁立しようとした事件。同上, pp.90-91.

(17) Septennial Act 1715 (c.38).

(18) なお、七年任期法にもその制定の理由が規定されている。

(19) ダイシー（伊藤・田島訳）、前掲注(8)、pp.43-44.

(20) Parliament Act 1911 (c.13).

(21) Septennial Act 1715 (c.38) amended by Parliament Act 1911 (c.13), s.7. なお、1911年議会法第7条の規定による七年任期法の改正により、同法に規定する議会の任期は5年に改められたが、その題名「七年任期法」はそのまま残ることとなった。

(22) 児玉誠『イギリス憲法の研究』御茶の水書房、1988、p.167.

(23) 中村 前掲注(15)、p.123.

(24) Parliament and Registration Act, 1916 (5&6 George V, c.100), s.1 (1); Parliament and Local Elections Act, 1916 (6&7 George V, c.44), s.1; Parliament and Local Elections Act 1917 (7&8 George V, c.13), s.1; Parliament and Local Elections (No. 2) Act, 1917 (7&8 George V, c.50), s.1. この間、議会の存続期間（最初の集会の日から解散の日までの期間）は、1911年1月31日から1918年11月25日までの7年足らずに達している。

(25) Prolongation of Parliament Act, 1940 (3&4 George VI, c.53), s.1; Prolongation of Parliament Act, 1941 (4&5 George VI, c.48), s.1; Prolongation of Parliament Act, 1942 (5&6 George VI, c.37), s.1; Prolongation of Parliament Act, 1943 (6&7 George VI, c.46), s.1; Prolongation of Parliament Act, 1944 (7&8 George VI, c.45), s.1. この間、議会の存続期間（最初の集会の日から解散の日までの期間）は、1935年11月26日から1945年5月23日までの9年半に達している。

(26) Cabinet Ofce, *Draft Cabinet Manual*. Feb. 2010, Ch. 6 (sic): Election and Government Formation, para. 14.

(27) Mark Ryan, "The Fixed-term Parliaments Act 2011," *Public Law*. Apr. 2012, pp.213-221, esp.219は、「政権の不信任による総選挙という「漠然とした政治的原理」の法制化には固有の困難が伴ったという。

2 議会任期固定法制定論の台頭と賛否の論拠

議会の任期を固定すべきとする論調は以前から存在したが⁽²⁸⁾、近年では1990年代以降この論調が高まって⁽²⁹⁾、具体的な政治改革の提案の対象としてその実現を図る議員提出法案も散見される中⁽³⁰⁾、「任期固定 (Fixed Term)」と称する超党派の議員連盟も創設された⁽³¹⁾。また、1998年の地方分権改革により設置されたスコットランド議会 (Scottish Parliament)⁽³²⁾、北アイルランド議会 (Northern Ireland Assembly)⁽³³⁾及びウェールズ国民議会 (National Assembly for Wales)⁽³⁴⁾の任期も固定された。

このように議会任期の固定化を図る動向の背景には、選挙期日の決定について主導権を握る首相が自党に有利な時期を見計らって解散に打って出る例が見受けられ⁽³⁵⁾、解散権の政治的な行使により野党が一方的に不利な立場に置かれることの是非が問われるようになったことがある。

議会任期の固定に関し指摘されてきた賛否の論拠は、おおむね次のとおりである⁽³⁶⁾。

① 賛成の論拠

賛成の論拠は、公平性と確実性の要素に大別され、具体的には次の点が指摘されている。

- ・ 首相の手から選挙の時期の決定権を奪って、選挙の実施体制を公平なものとする。
- ・ 有権者と政党に選挙の実施時期に関する確実な見通しを与え、政党の資源を枯渇させて有権者に迷惑となりにかねない長期にわたる選挙運動を終息させること。
- ・ 企業や投資家が選挙の切迫につれて生じる政策変更やその憶測に悩まされにくくなり、長期的で計画的な経済活動が可能となること。

② 反対の論拠

これに対し、反対の論拠は、硬直性 (inflexibility) と過剰な選挙運動 (excessive electioneering) の要素に分けられているが、具体的には次の点が懸念されている。

- ・ 任期を厳格に固定すると必要な総選挙を任期満了前に繰り上げて行えなくなり、政治制度の硬直化による弊害が生じかねないこと。
- ・ 政権が潜在的に弱体化し、又は不安定化すること。

(28) Robert Blackburn, *The Electoral System in Britain*, London: Macmillan, 1995, p.49.

(29) Philip Norton, "Would fixed-term Parliaments enhance democracy?" Lynton Robins and Bill Jones eds. *Debates in British politics today*. Manchester: Manchester University Press, 2000, pp.122-129, esp.122.

(30) Robert Hazell, *Fixed Term Parliaments*. London: Constitution Unit, University College London, 2010, pp.22-24. <http://www.ucl.ac.uk/public-policy/UCL_expertise/Constitution_Unit/150.pdf> 以下、インターネット情報は2012年6月13日現在である。

(31) 2007年12月5日に自由民主党のデヴィッド・ハウース (David Howarth) 下院議員が提出した「議会任期固定法案」の第2読会 (2008年5月16日) における保守党のエレナー・レイン (Eleanor Laing) 下院議員の発言による。HC Deb. vol. 475, col. 1714, May. 16, 2008. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200708/cmhansrd/cm080516/debtext/80516-0011.htm#08051643000793>>

(32) 1998年スコットランド法第2条第2項 (Scotland Act 1998 (c.46), s.2 (2).)

(33) 1998年北アイルランド法第31条第1項 (Northern Ireland Act 1998 (c.47), s.31 (1).)

(34) 2006年ウェールズ統治法第3条第1項 (Government of Wales Act 2006 (c.32), s.3 (1).)、なお、分権化当時は1998年ウェールズ統治法第3条第2項 (Government of Wales Act 1998 (c.38), s.3 (2), repealed by Government of Wales Act 2006, Sch 12.) に同様の規定があった。

(35) かつて、保守党のマーガレット・サッチャー (Margaret Hilda Thatcher) 元首相が女王に選挙の施行を求めた時期は、同時に同党の支持率が他党を引き離して自党に最も有利な時期を見計らったものであったという。Norton, *op.cit.* (29), p.124.

(36) *ibid.*, pp.123-129 による。

- ・ 政権運営に苦しむ少数政権等の場合において与党が有権者の信を問うことができずに野党との連立交渉を強いられるおそれがあること。
- ・ 公職の任期が完全に固定されたアメリカの事例に鑑みて、選挙運動が長期化するおそれが高いこと。

任期を厳格に固定すれば、首相の解散や選挙期日の決定に関する主導権を奪うことができるものの、政治制度の硬直化を招くおそれがある。そこで、下院における不信任決議案の議決等のような場合を任期満了前の解散の特例とするかが課題となってくる。同様に、固定された任期が政権の弱体化を招くか否か（上述の政権運営に苦しむ少数政権に関する論拠は政権の弱体化の懸念を具体的に示したものである。）も、政権の意向による解散権行使の要件をどのように設定するかによるといえよう。

選挙運動が短期化するか又は長期化するかについては、賛否の立場で認識に差が見受けられ、任期が固定されたイギリスの地方選挙では選挙運動は短期であるとの指摘もある³⁷⁾。選挙運動の長期化を促す別の要素も考えられ、特にイギリスでは選挙費用の支出制限が選挙運動期間に

直接的な影響を及ぼす要素と考えられよう³⁸⁾。

以下本稿においては、2011年法とこれらの要素との関係についても可能な範囲内で言及する。

3 制定の経緯

2011年法の概要を紹介する前に、その制定の経緯に簡単に触れることとする。2010年総選挙の際に、その後保守党と連立する自由民主党³⁹⁾と下野する労働党⁴⁰⁾のマニフェストには議会任期を固定する旨の公約が記載されていたが、自由民主党とともに政権に就いた保守党のマニフェスト⁴¹⁾に議会任期の固定に関する公約は見当たらなかった。その後保守党と自由民主党が連立政権を組織した際に交わし、政権名義で作成され、2010年5月20日に公表された政策合意では、議会の任期を5年に固定する旨の方針が記載された⁴²⁾。

連立政権の政策合意には、次回総選挙を2015年5月に行う旨を定める拘束力のある決議の案を下院に提出した後に任期固定法の制定を図る旨の記載があった⁴³⁾。最近のイギリスでは、憲法改革等に関する重要法案については、その草案(draft bill)を作成して事前に意見の公募と各議院の特別委員会等による提出前審査⁴⁴⁾を経て正式な法案が提出されることが多

³⁷⁾ *ibid.*, p.127.

³⁸⁾ このほか、アメリカとの比較を念頭に置くと、任期の長さ、同時に実施される他の公職の選挙、候補者の選定方法（特に予備選挙の有無）等も選挙運動の長期化を左右する要素と思われるが、本稿では特に言及しないものとする。

³⁹⁾ *Liberal Democrat Manifesto 2010*, p.88. <http://network.libdems.org.uk/manifesto2010/libdem_manifesto_2010.pdf>

⁴⁰⁾ *The Labour Party Manifesto 2010: A future fair for all*, pp.0:5, 9:2-9:3. <<http://www2.labour.org.uk/uploads/TheLabourPartyManifesto-2010.pdf>>

⁴¹⁾ *Invitation to join the Government of Britain: the Conservative Manifesto 2010*. <<http://www.conservatives.com/~media/Files/Activist%20Centre/Press%20and%20Policy/Manifestos/Manifesto2010>>

⁴²⁾ *The Coalition: our programme for government*. London: HM Government, May [20,] 2010, p.26. <<http://www.cabinetofce.gov.uk/news/coalition-documents>>

⁴³⁾ *ibid.*

⁴⁴⁾ イギリスでは、法案の提出前にその草案について各議院の特別委員会で行う審査のことで「立法前審査 (pre-legislative scrutiny)」と直訳されることも多いが、法律の制定前に法案を審査する通常の立法過程を想起させかねないため本稿ではこれを「提出前審査」とした。なお、日本の国会における予備審査は一の議院に提出された議案を他の議院の委員会において予備的に審査する制度で（国会法第58条、衆議院規則第29条及び第35

く、政策合意の記述もこの点を踏まえたものではないかと思われる。しかし、実際には、当該決議案は提出されず、意見公募や提出前審査も経ないまま、2010年7月22日に正式な任期固定法案が下院に提出された。⁽⁴⁵⁾なお、総選挙後法案の提出までの間に行われた世論調査によれば、議会の任期を固定することに対する支持率は63%であった⁽⁴⁶⁾。

法案は、2011年1月18日に原案のまま下院で可決され⁽⁴⁷⁾、上院に送付された。上院では任期固定法の適用を各総選挙後の各任期ごとにこれを承認する旨の各議院の決議があった場合に限るという事実上任期固定法（案）の趣旨を骨抜きにしかねない重要な修正を含むいくつかの修正が行われ、同年5月24日に下院に返付された⁽⁴⁸⁾。しかし、法の適用を各任期の両院の決議に委ねることは不適當であるとして下院は上院の修正に同意せず、同法案は7月13日に上院に返付された。その後、同法案が両院を往復した後、2020年に2011年法の見直しを行う旨の検討条項を追加することで妥協が図られ⁽⁴⁹⁾、上院が2011年9月14日に下院の回付案に同意

し⁽⁵⁰⁾、翌15日に君主の裁可を得て2011年法が制定された。

4 制定手続の課題

2011年法の制定手続には、上院が法案を否決した場合に生じる課題が2点ほど懸念された。同法は最終的に上院の同意を得て制定され、結果としてこの懸念は杞憂に終わったものの、両院関係に関する重要な問題でもあるので、本稿でも簡潔に言及しておくこととする。

1点は、議会法上の下院の優越に関する問題である。通常の法案については、議会法第2条第1項の規定により⁽⁵¹⁾、上院の同意がない法案であっても下院が引き続き2会期にわたり可決したものは、君主の裁可を得ることにより制定法として成立することになる。ただし、同項には⁽⁵²⁾、その特例として、議会の任期5年を延長する規定を有する法案を下院が優越する通常の法案から除外する旨が規定されている。存続中の議会（下院もその一部である。）の任期を延長する法律を議会主権に基づき⁽⁵³⁾議会自ら制定することに何ら制約がないイギリスにおい

条並びに参議院規則第25条及び第29条)、先議の議院にも未提出の法案の草案を審査するイギリスの「提出前審査」とは異なる。また、日本では内閣が法案を提出する前に国会外で行われる与党審査をしばしば「事前審査」というが、議会内で行われるイギリスの「提出前審査」とは異なるため、これを採用しなかった。

(45) Ryan, *op.cit.* (27), p.216.

(46) ICM, *Con-Lib coalition Poll for Sunday Telegraph*, May 26, 2010. p.9 (Table 9: Q. 5). <<http://www.icmresearch.com/con-lib-coalition-poll-for-sunday-telegraph-05-05-10>>

(47) Ryan, *op.cit.* (27), p.217.

(48) 河島太郎「【イギリス】議会任期固定法案の行方」『外国の立法』248-1号, 2011.7, p.28.

(49) Fixed-term Parliaments Bill: Commons Amendment in Lieu - published as HL Bill 93, 2010-12. 2011 <<http://www.publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2010-2012/0093/2012093.pdf>>

(50) HL Deb. vol. 730, col. 806-809, 14 Sep. 2011. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld201011/ldhansrd/lhan195.pdf>>

(51) Parliament Act 1911 (c.13), s.2 (1).

(52) 「公法律案（……議会の任期を延長して5年を超えるものとする規定を有する法律案を除く。）であって、（同一の〔任期内の〕議会であるか否かを問わず、）引き続き2会期にわたり下院が可決し、少なくとも会期末の1か月前までに上院に送付し、かつ、上院が否決したものは、……上院が再びこれを否決した際に、国王陛下に提出して裁可の署名を得ることにより議会制定法となるものとする。」（傍点は、筆者が付したものである。）

(53) ダイシー（伊藤・田島訳）前掲注(8), pp.39-40によれば、議会主権とは、「イギリス憲法のもとで、いかなる法をも作り、または廃止する権利をもつこと、さらに、いかなる人も機関も、国会の立法をくつがえしたり、排除する権利をもつとは認められないこと」をいう。

て⁵⁴、任期延長に関する法律の成立に対する上院のいわば拒否権は、下院の信任に基づく政権に対する憲法上の重要な制約の一つであると考えられている⁵⁵。

2011年法上、通常は、所定の選挙期日（5月の第1木曜日）から5年後の選挙期日までの期間がちょうど5年間とはならないが、当該選挙期日の17平日前に議会が解散されることになっており（第3条第1項）⁵⁶、議会の存続期間は5年未満となる⁵⁷。しかし、2011年法には選挙期日を2か月後まで繰り延べることができる旨の第1条第5項の規定があり⁵⁸、通常、この場合には議会の存続期間が5年を超えるところから、議会任期固定法案は、議会法第2条第1項の議会の任期5年を延長する規定を有する法案として⁵⁹、下院の優越の対象にならないと考えられる⁶⁰。仮に両院の間を何回往復しても上院が議会任期固定法案を否決し続けたとすれば、同法案は最終的に廃案となり、2011年法が日の目を見ることはなかったかもしれない。⁶¹

もう1点は、いわゆるソールズベリー慣行（Salisbury convention）⁶²の問題である。ソールズベリー慣行とは、下院の総選挙の際に与党のマニフェストに掲げられて国民の負託を得た公約の実現を図る政府提出法案の下院送付案については、非公選の貴族院である上院はこれを否決しないものとする憲法慣習である⁶³。したがって、連立政権を担う保守党のマニフェストに任期固定法の制定に関する公約が記載されていなかったことから、同法案の審議手続にはソールズベリー慣行の適用が排除されて、上院は同法案を否決しうると解する余地があった⁶⁴。もっとも、連立政権の政策と同慣行との関係に関して、ランカスター公領相で上院院内総務のストラスクライド卿（Lord Strathclyde）は、上院において、政権は下院の信任に基づいて組織され維持されており、この信任は連立政権合意に示された政策に基づいて確保されているので、ソールズベリー慣行は引き続き連立政権の下でも適用されるとする趣旨の発言をしている⁶⁵。

54) 同上, p.46によれば、議会の権限は、「国家における主権的立法権力（sovereign legislative power）であり、」議会の任期3年を7年に延長した「七年任期法は、そのような国会の主権（parliamentary sovereignty）の結果であると同時に、その永続的な証拠なのである。」なお、引用文中（ ）内の語は筆者が補った。

55) Robert Blackburn, *The meeting of Parliament: a study of the law and practice relating to the frequency and duration of the United Kingdom Parliament*, Aldershot: Dartmouth, 1990, pp.33-34. なお、もう一つの制約は、君主が当該法律の裁可を留保して、その制定を阻止することにあるとされている。

56) Fixed-term Parliaments Act 2011 (c.14), s.3 (1).

57) 七年任期法が廃止されたことに伴い、議会の存続期間について同法の定める起算点等、任期の計算方法に関する規定も見当たらなくなったが、従前と同様に議会の存続期間は、召集令状に指定された新たな議会の集会の期日から起算し、議会の解散により終了するものと想定されよう。

58) Fixed-term Parliaments Act 2011 (c.14), s.1 (5).

59) Parliament Act 1911 (c.13), s.2 (1).

60) ちなみに、七年任期法を廃止する2011年法附則第2条の規定や、7年の任期を5年に改めた議会法第7条の規定を削る2011年法附則第3条の規定があることも、任期を延長する法案と判断する要素とされる可能性があったといえよう。

61) Hazell, *op.cit.* (30), p.37; Ryan, *op.cit.* (27), p.217; ただし、上院はこの規定を修正することも、これを理由として当該拒否権を行使することもなかった。

62) ソールズベリー・アディソン慣行（Salisbury/Addison convention）、ソールズベリー原則（Salisbury Doctrine）などということもある。

63) Glenn Dymond and Hugo Deadman, “The Salisbury Doctrine”, *House of Lords Library Note*. LLN 2006/006, Jun. 2006, p.1.

64) Hazell, *op.cit.* (30), p.37; Ryan, *op.cit.* (27), p.217.

65) HL Deb. vol. 724, col. 600, 20 Jan. 2011. (<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld201011/ldhansrd/lhan97.pdf>)

II 2011年法の概要と論点

2011年法は、本則7か条に附則を伴う。本則にあつては、第1条が下院の総選挙の選挙期日、第2条が下院の繰上総選挙、第3条が議会の解散、第4条及び第5条がそれぞれスコットランド議会及びウェールズ国民議会の総選挙と任期満了による下院の総選挙との同時選挙の回避、第6条が関係大権事項等並びに第7条が短縮題名、施行期日、同法の今後の見直し等について、附則にあつては、関係法律の整理等について定めている。以下本章では、説明の便宜上いくつかの事項ごとに2011年法の概要を紹介し、逐条的な解説は行わないものとする。

1 任期

「2011年議会任期固定法（Fixed-term Parliaments Act 2011）」という短縮題名（第7条第1項。以下同法の規定は、特に必要がない限り単に条項のみで引用する。）にかかわらず、同法の趣旨は下院の総選挙の選挙期日の固定であり任

期の固定ではない⁽⁶⁶⁾。従前の議会の任期は、前述のとおり、七年任期法の制定により1715年に7年とされ⁽⁶⁷⁾、議会法の制定により1911年に七年任期法が改正され、同法の題名はそのまま議会の任期のみが7年から5年に短縮されている⁽⁶⁸⁾。

ところが、議会集会法の規定により総選挙は解散又は任期満了の3年後まで行う必要がないものとされており⁽⁶⁹⁾、制定法の規定を解釈する限り任期満了の場合を想定した総選挙は直近の総選挙の8年後に行えば足りることとなっていた⁽⁷⁰⁾。もっとも、権利章典⁽⁷¹⁾の規定により議会の承認が必要な課税や歳出等の一部は、国家財政上の憲法慣習により毎年金銭法案として議会に提出してその承認を得る必要があり⁽⁷²⁾、また、常備軍の保有を禁止する権利章典の規定の解釈により毎年議会が軍の存続に必要な立法措置を講じなければならないものとされてきたところから⁽⁷³⁾、法律上議会に毎年集会する義務があるわけではなかったものの⁽⁷⁴⁾、議会の存在しない期間が1年以上にわたることは事実上不可能で

(66) Ryan, *op.cit.* (27), p.214.

(67) 七年任期法の制定当初の規定によれば、「議会の存続期間（continuance）は、…（中略）…議会が事前に解散されない限り、…（中略）…議会が集会すべき日として召集令状に指定された期日から起算して7年を超えることができないものと」されていた。

(68) 議会法第7条の現行の規定は、「1715年七年〔任期〕法に規定する議会の任期（maximum duration）7年を5年に改める。」となっている。

(69) 議会集会法第II条の現行の規定は、「……議会の終了から最長3年以内に、別に新たな議会を召集し、参集させ及び開会させるため、国王陛下……の指示により、国璽を押した適法な〔選挙〕令状が交付されなければならない」ものとなっている。

(70) Blackburn, *op.cit.* (28), p.40によれば、議会集会法その他の制定法を解釈する限り、任期満了による下院の総選挙にあつては議会法による改正後の七年任期法に規定する5年の任期満了後も更に3年後まで選挙令状の交付を延期することができ、結果として総選挙は8年ごとの施行で足りることとされていた。

(71) Bill of Rights (1688 [1689]) (1 Will & Mar Sess. 2, c.2).

(72) Malcolm Jack et al. eds., *Erskine May's treatise on the law, privileges, proceedings and usage of Parliament*. 24th ed. London: LexisNexis, 2011, ch.32; Robert Blackburn and Andrew Kennon, *Griffith & Ryle on Parliament: functions, practice and procedures*. 2nd ed., London: Sweet & Maxwell, 2003, paras.6-178 – 6-179; 松浦茂「イギリス及びフランスの予算・決算制度」『レファレンス』688号, 2008.5, pp.111-119, 特にp.114.

(73) A.W. Bradley and K.D. Ewing, *Constitutional and administrative law*. 15th ed., Harlow: Longman, 2010, ch. 6, esp. pp.328-329. 20世紀中ごろから、軍隊法の施行期間1年が両院の承認が必要な勅令により毎年延長され、軍隊法自体は5年ごとに制定されるようになってきた。大田肇「イギリスの軍事・緊急事態法制」『新版 現代憲法－日本とイギリス』敬文堂, 2000, pp.301-302.

(74) Bradley and Ewing, *op.cit.* (73), p.181, n.278.

あった。⁽⁷⁵⁾

今回制定された2011年法は、おおむね5年ごとの定期的な選挙期日を定めた上で(第1条)、さらに七年任期法を廃止したことにより(附則第2条)、下院の総選挙の施行に8年の間隔を置くことが制定法上も不可能となった。したがって、議会集会法は、2011年法の制定により黙示的に廃止されたとの見方が生じる余地もあるのではないかと思われる⁽⁷⁶⁾。ただし、下級審の判例ではあるが、憲法的意義を有する制定法は黙示的廃止の対象とならないと判示する高等法院(High Court of Justice⁽⁷⁷⁾)の判決がある⁽⁷⁸⁾。

下院の総選挙の選挙期日は、原則として直近の下院の総選挙の5年後の5月の第1木曜日とされた(第1条第3項)。総選挙を4年ごとに行う考え方も有力であったが、①任期を5年とすることにより、政権に必要な安定性と持続可能で長期的な意思決定が期待されること、②任期を4年にすると政権の実質的な活動期間が3年近くまで短縮されること⁽⁷⁹⁾、③選挙区画定審

議会による選挙区の見直しが5年ごととなり⁽⁸⁰⁾、これと間隔が合うこと⁽⁸¹⁾、④従来の任期が5年であること等が考慮され⁽⁸²⁾、原則として総選挙を5年ごとに行う旨の規定となった。

5年ごとの5月の第1木曜日を選挙期日とする原則には特例があり、首相は、各議院の承認が必要な命令で、本来の選挙期日後2か月を超えない範囲内において、これを繰り延べることができるものとされている(第1条第5項及び第6項)。また、2011年法により、前述のとおり七年任期法が廃止されるとともに(附則第2条)、同法を改正して議会の任期を5年に改める議会法第7条の規定が併せて削られている(附則第4条)。これにより、議会法上議会の存続期間の起算点等の任期に関する規定も見当たらなくなり、2011年法の制定後も従来どおりの議会の存続期間やその上限としての任期という概念が成立しうるのか⁽⁸³⁾、若干疑問が残る点ではないかと思われる。

(75) Blackburn, *op.cit.* (28), p.40.

(76) 黙示的廃止(implied repeal)とは、後法は前法を破る(形式的効力を等しくする同一種類の2以上の法令の内容が相互に矛盾する場合には、後から制定された法律(後法)が前に制定された法律(前法)に優先する)とする後法優先の原理に基づいて、立法による法令の明示的廃止(express repeal)はないが、前法が廃止されたものと解釈されることをいう。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011, p.533; 法制執務研究会編『ワークブック法制執務 新訂』ぎょうせい, 2007, pp.42-44.

(77) 第1審の一般的管轄権を有する通常裁判所。第2審としては控訴院(Court of Appeal)、最終審としては最高裁判所(Supreme Court (of the United Kingdom))がある。同上, pp.509, 258, 1093.

(78) Thoburn v. Sunderland City Council [2002] EWHC 195 (Admin) at [62]-[63]. ローズ裁判卿(Lord Justice Laws)によれば、憲法的意義を有する制定法(constitutional statute)とは、(a)一般的かつ包括的な方法により市民と国家との法律関係を定め、又は(b)現在憲法上の基本的な人権と考えられているものの範囲を拡大し又は縮小する制定法のことである。したがって、(a)を人権に関する制定法に限らない趣旨の要件と見ることができるとすれば、議会集会法も憲法的意義を有する制定法に該当する余地があることになろう。

(79) *Government response to the report of the Political and Constitutional Reform Committee on the Fixed-term Parliaments Bill*. Cm 7951 (2010), Nov. 2010, para.24. (<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm79/7951/7951.pdf>)

(80) Parliamentary Constituencies Act 1986 (c.56), s.3 (2), as amended by Parliamentary Voting System and Constituencies Act 2011 (c.1), s.3 (3).

(81) *Government response to the report of the House of Lords Constitution Committee on the Fixed-term Parliaments Bill*. Cm 8011 (2011), Feb. 2011, para.65. (<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm80/8011/8011.pdf>)

(82) Ryan, *op.cit.* (27), p.218.

(83) 2011年法の下で、議会の存続期間が直近の総選挙の選挙期日から次の総選挙の選挙期日までの期間としてとらえ直されている可能性もある。前掲注(6)参照

2 解散による総選挙

2011年法の制定以前は議会の解散事由に特段の限定がなく、解散による下院の総選挙の選挙期日を首相が主導的に決定してきたことについては既に本稿の冒頭で述べた。

ところで、2011年法上5年ごとの定期的な施行が予定される下院の総選挙についても、一旦選挙前に議会が解散することになった(第3条第1項)。その結果、下院の総選挙はすべて解散による総選挙となり、任期満了による総選挙という観念はなくなった⁸⁴⁾。このように任期末に議会が解散する場合を除き、2011年法上、議会の解散事由は、下院における政権の不信任決議案又は自主解散決議案の可決に限られることとなった(以下、本稿においては、定期的な任期末の解散に対し、これらの決議案の可決による解散を「中間解散」⁸⁵⁾ということがある)。これらの中間解散による総選挙後の議会の任期は残任期間ではなく、やはり原則としてその5年後に任期末を迎えて改めて総選挙が行われることとなる(第1条第3項)。ただし、中間解散による総選挙がその年の5月の第1木曜日前

に行われた場合においては、その後最初の総選挙は、更に中間解散がない限りその後4年目に当たる年の第1木曜日に行うものとされており(第1条第4項)、議会の任期が5年を超えにくい制度となっている。

(1) 不信任決議案の可決による解散の場合

従来、信任決議案や不信任決議案には正式な規範(ルール)や定義がなかった。伝統的には、しばしば「本院は、女王陛下の政権を信任しない旨」(“That this House has no confidence in Her Majesty’s Government”)の不信任決議案が提出されてきたが⁸⁶⁾、戦後「本院は、女王陛下の政権を信任する旨」(“That this House has confidence in Her Majesty’s Government”)の信任決議案が提出された例は見当たらない⁸⁷⁾。そのほか信任決議案や不信任決議案と同様の効果を有する信任案件があるとされ、かつては実質的な案件か重要でない案件かが信任案件か否かを区別する基準とされたが⁸⁸⁾、その後特定の投票が政権により信任問題と認識されていたか否かが問題とされるようになった⁸⁹⁾。結局、不信任決議案等に

⁸⁴⁾ Colin Rallings and Michael Thrasher eds., *British electoral facts, 1832-2006*. Aldershot: Ashgate, 2007, pp.106-108 (Table 5.02 and Table 5.03) ; によれば、1832年以降、下院が解散されないまま任期満了による総選挙が行われた例は見当たらない。なお、Blackburn and Kennon, *op.cit.* (72), para.1-100 によれば、通常、議会は、任期が満了する前に解散により終了するものとされている。

⁸⁵⁾ Hazell, *op.cit.* (30), pp.25-33 and passim は、mid-term dissolution の語を用いている。

⁸⁶⁾ Blackburn and Kennon, *op.cit.* (72), para.9-013.

⁸⁷⁾ Richard Kelly and Thomas Powell, “Confidence Motions”, House of Commons Library, *Standard Note*. SN/PC2873, 6 Sep. 2010, p.5. ただし、後述のとおり、政権の政策に対する信任決議案に、政権に対する信任決議案を併せた変則的な事例がある。HC Deb vol. 960, col. 920, 14 Dec. 1978. <<http://hansard.millbanksystems.com/commons/1978/dec/14/government-policy>>

⁸⁸⁾ 以下この段落の内容については、Rodney Brazier, *Constitutional practice: the foundations of British government*. Oxford: Oxford University Press, 1999, pp.217-219 参照。1924年に労働党の少数政権を率いたラムゼイ・マクドナルド(Ramsay MacDonald)首相は、下院で、おおむね「労働党政権が退陣するのは、実質的な(substantial)問題……で案件が否決された場合である。政権は、その提案や全般的な方針を根本的に損なわず単に意見を表明する重要でない(non-essential)案件を下院が可決した場合には、政権はこれを不信任でないものとみなす」趣旨の発言をしている。HC Deb. vol. 169, col. 749-750, 12 Feb. 1924. <<http://hansard.millbanksystems.com/commons/1924/feb/12/prime-ministers-statement>>

⁸⁹⁾ 1974年に当時のハロルド・ウィルソン(Harold Wilson)首相は、信任問題として投票の結果が解散総選挙となるか否かを左右することについて下院議員が投票の時に認識していることが必要である旨の発言をしている。HC Deb. vol. 870, col. 71-72, 12 Mar. 1974. <<http://hansard.millbanksystems.com/commons/1974/mar/12/debate-on-the-address>>

関する規範がない中で⁹⁰⁾、現在では、野党第1党の党首の提出した決議案で下院に政権の信任を問う効果を有すると政権が認めたものについて、野党第1党の党首がその討論日程の配分を要求したときは、政権が常にこれを承認するのが確立した慣習とされている⁹¹⁾。政権が事前に特定の案件に関する投票を信任投票とみなす旨を示したものとしては、1972年2月17日の欧州共同体法案の下院第2読会で当時のエドワード・ヒース(Edward Heath)首相が大要「下院がこの法案を可決しないのならば、下院はもはや存続しえないとする点で、同僚と私の見解は一致している」旨の発言をした例⁹²⁾、1994年11月28日の欧州共同体(財政)法案の下院第2読会における表決について当時のジョン・メイジャー(John Major)首相があらかじめ11月16日に議会で「信任案件とならざるを得ない」と発言した例⁹³⁾等がある⁹⁴⁾。

しかし、この他にも、状況に応じて不信任決議案や信任決議案とみなしうる案件があるとされ、政権の特定分野の政策に関し下院の信任を求める決議案として1992年9月24日に当時のメイジャー首相が「本院は、政権の経済政策に対して支持を表明する旨」の決議案を提出した例⁹⁵⁾があるほか、大臣の不祥事に関する調査特別委員会の設置や大臣の給与の引下げに関する

案件、時には純粹に議事手続的な案件さえも信任案件になりうるものとされている⁹⁶⁾。

2010年7月22日に下院に提出された任期固定法案の原案には、不信任決議案の定義は見当たらず、同原案第2条第2項において、不信任決議案の可決後14日以内に下院が新旧いずれかの政権を信任する決議案を可決しなかったと認める証明書を下院議長が作成した場合において、中間解散による下院の繰上総選挙(early parliamentary general election)を行うものとされていた⁹⁷⁾。このように、一見すると形式的な不信任決議案等を想定したかに思われるものの、原案では、議長が前述した従来の多様な信任案件を証明書により不信任決議案として認定しうる裁量権を有する規定となっていた⁹⁸⁾。これに対し、下院政治改革及び憲法改革委員会に提出した2010年8月24日付書面による証言においてマルコム・ジャック(Malcolm Jack)下院事務総長は、原案には下院議長の当該証明書を絶対的に確定したものとする旨の規定があるものの(原案第2条第3項)、一旦下院議長の証明書による信任案件の認定に関する規定が法律で定められることとなれば、議会が自律権(exclusive cognizance)を行使してこれを議事規則で定める場合とは異なって、例えば信任決議案となるべきものとは何かについて通常の裁判

90) Blackburn and Kennon, *op.cit.* (72), para.9-013.

91) William McKay et al., ed., *Erskine May's treatise on the law, privileges, proceedings and usage of Parliament*. 23rd ed. London: Butterworths, 2004, p.329.

92) HC Deb. vol. 831, col. 752, 17 Feb. 1972. (<http://hansard.millbanksystems.com/commons/1972/feb/17/european-communities-bill>)

93) HC Deb. vol. 250, col. 30, 16 Nov. 1994. (<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm199495/cmhansrd/1994-11-16/Debate-3.html>)

94) Blackburn and Kennon, *op.cit.* (72), paras. 9-014, 1-100.

95) HC Deb. vol. 212, col. 2, Sep. 24, 1992. (<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm199293/cmhansrd/1992-09-24/Debate-1.html>)

96) Richard Kelly and Thomas Powell, "Confidence Motions", House of Commons Library, *Standard Note*. SN/PC2873, 6 Sep. 2010, pp.5-6; Hazell, *op.cit.* (30), p.28; Ryan, *op.cit.* (27), p.28.

97) Fixed-term Parliaments Bill (Bill 2010-64), Cl. 2 (2).

98) Hazell, *op.cit.* (30), p.28; 小堀眞裕『ウェストミンスター・モデルの変容』法律文化社, 2012.7, p.155.

所による司法判断を受けるおそれがあるなどと指摘した⁹⁹⁾。結局、不信任決議案に該当する案件の認定を迫られる下院議長が争いに巻き込まれることを恐れた上院において、不信任決議案を所定の様式の決議案に限定して下院議長による不信任決議等を認定する証明書の作成に関する規定を削る修正が行われた¹⁰⁰⁾。

2011年法によれば、①下院が「本院は、女王陛下の政権を信任しない旨」の決議案を従来どおり通常の単純多数で可決した場合において(第2条第3項(a))、②その後政権について「本院は、女王陛下の政権を信任する旨」の決議案を可決することなく14日が経過したときは(同項(b))、下院は、首相の勧告に基づいて君主が布告で指定する選挙期日(第2条第7項)の17平日前に解散する(第3条第1項)こととされている。

その結果、①の要件が不信任決議案の様式を限定したことにより、かつての多様な不信任案件が成立する余地はなくなったものと考えられ、これは、政権側から特定の法案等の表決を信任案件に指定することができなくなったことを意味すると思われる。従来このような場合において首相が「時に御し難い与党等の下院議員に服従を強いる有力な武器」¹⁰¹⁾として解散を求める権限を掌握していたとの見方が正しいとすれば¹⁰²⁾、首相が当該権限を失うことは、政権を弱体化させる重大な懸念要因になると考えられ

よう。また、2011年法上、不信任決議案の提出権者には特にこれを下院野党第1党の党首に限る等の制約はなく、政権幹部が与党の一般議員に不信任決議案を提出させてその成立を図り、脱法的に政権側から議会の解散を図る可能性もないとはいえない¹⁰³⁾。②の要件は、新たに樹立された政権のみならず、従前の政権にも信任を得る機会を与えている。ただし、政権の信任は首相の選挙とは異なるため、新政権の樹立には従来どおり君主による新首相の任命が必要になる。さらに、ドイツの建設的不信任¹⁰⁴⁾と異なり、下院は後任の首相を選出することなく不信任決議案を可決することができる。なお、不信任決議案の可決による解散総選挙の選挙期日の決定には、選挙期日を指定する布告について君主に勧告する権限を有する首相に裁量の余地が残されている。

(2) 自主解散決議案の可決による解散の場合

2011年法は、任期末を待たずに下院自体がその総選挙を繰り上げて行うべき旨の決議案(本稿ではこれを「自主解散決議案」という。)を可決することにより、当該総選挙を行う制度を新設した。自主解散決議案も、その様式が「議会〔下院〕の繰上総選挙を行うべきである旨」(“That there shall be an early parliamentary general election.”)の決議案に限られる(第2条第2項)。議会において最も厳格な分列表決という表決方

⁹⁹⁾ Malcolm Jack, “Fixed-Term Parliaments Bill: Privilege Aspects”, House of Commons Political and Constitutional Reform Committee, *Fixed-term Parliaments Bill*, 2nd Report of Session 2010–11, HC 436, 9 Sept. 2010, pp. Ev19 - Ev22. 小堀 同上

¹⁰⁰⁾ Ryan, *op.cit.* (27), pp.220-221.

¹⁰¹⁾ Bradley and Ewing, *op.cit.* (73), p.181.

¹⁰²⁾ ただし、このような解散の要請は、首相がその同僚を出し抜くためにするものであり、君主を政党政治に関与させる違憲なものになるとする否定的な見解も有力であった。ヴァーノン・ボグダナー(小室輝久ほか訳)『英国の立憲君主政』木鐸社, 2003, pp.94-95. (原書名: Vernon Bogdanor, *The Monarchy and the Constitution*. 1995.) ; Ivor Jennings, *Cabinet government*. 3rd ed., London: Cambridge University Press, 1959, p.86.

¹⁰³⁾ Ryan, *op.cit.* (27), p.219.

¹⁰⁴⁾ Grundgesetz. Art.67. Abs.1 は、連邦議会が「議員の過半数をもって連邦首相の後任を選出」しなければ、連邦首相に対する不信任を表明することができない旨を定めている。

式⁽¹⁰⁵⁾による当該決議案の可決には、下院の定数（欠員を含む。）の3分の2以上の下院議員の賛成による特別多数決が必要である（第2条第1項（b））。なお、2011年法第2条第1項の規定を字句どおり解釈する限り、賛否の人数を計算しえない他の簡易な表決方式による当該決議案の可決に当該特別多数決は不要であり、通常の単純多数決で足りるものと解される。自主解散決議案が可決された場合であっても、議会は首相の勧告に基づいて君主が布告で指定した選挙期日の17平日前に解散する（第2条第7項及び第3条第1項。以下当該解散を「自主解散」という。）。

中間解散が可能な事由を過剰に制限すると、改めて選挙民の負託を求めることなく政権や議会の継続を義務付けることになり、かえって国のためにならない場合が少なくないと容易に想定され⁽¹⁰⁶⁾、逆に、「誰もが期待する解散に同意を与えるために不信任決議案の可決工作をすれば制度不信を招くことにな」ところに⁽¹⁰⁷⁾、自主解散の制度を設ける必要性が説かれている。しかし、通常の単純多数決で自主解散が可能となれば、多数党で組織する政権による恣意的な解散を十分に制約することが困難なので、事実上与野党の合意が必要となることが少なくない特

別多数決の要件が設けられたものと思われる⁽¹⁰⁸⁾。この点、連立政権の政策合意では55%の特別多数決の要件の設定を予定していたが⁽¹⁰⁹⁾、連立与党の議席がおおむね56%であるところから論議的になり、特別多数決の要件を最終的に与野党の合意を必要とする見込みが更に高まる3分の2とすることに落ち着いた⁽¹¹⁰⁾。

3 大権事項

ところで、英連邦諸国に属してイギリスの君主を共に頂くカナダにおいても、2007年にカナダ選挙法の一部を改正して、連邦下院の選挙期日を原則として直近の選挙の4年後の10月の第3木曜日とした⁽¹¹¹⁾。しかし、大権事項の変更に必要な憲法改正を避けて、カナダ選挙法に「選挙期日の定めは、君主の名代である総督による解散大権の行使を妨げるものではない」とする趣旨の規定を設けたため⁽¹¹²⁾、2009年10月9日にスティーブン・ハーパー（Stephen Harper）首相の要請によりミシェル・ジャン（Michaëlle Jean）総督が連邦下院を解散し、カナダ選挙法の改正による選挙期日の固定は所期の成果を挙げるに至らなかった⁽¹¹³⁾。これに対し、イギリスの2011年法では、同法所定の不信任決議案若しくは自主解散決議案の可決による中

(105) 古賀豪ほか『主要国の議会制度』（基本情報シリーズ⑤）国立国会図書館調査及び立法考査局，2010，p.17によれば、分列表決（division）とは、賛否の別に従い整列した議員を数える表決方式である。その他の表決方式として発声表決及び起立表決があるが、これらの簡易な表決方式を採用する議長は、異議が申し立てられたときは、分列表決が行われることになる。

(106) Hazell, *op.cit.* (30), p.25.

(107) “Memorandum by the Deputy Prime Minister and the Minister for Political and Constitutional Reform”, in: House of Lords Select Committee on the Constitution, *The Government’s Constitutional Reform Programme*. (5th Report of Session 2010–11, HL 43), London: The Stationery Office, 2010, pp.1-3, esp.2.

(108) Hazell, *op.cit.* (30), p.25-26.

(109) *op.cit.* (42).

(110) Ryan, *op.cit.* (27), p.220. なお、通常は議案への投票が想定されない議長1人及び副議長3人が「下院議員の定数」に含まれるため、3分の2の特別多数決の要件は、一見するより若干ハードルの高いものとなる。

(111) Canada Elections Act (S.C. 2000, c.9), s.56.1 as amended by An Act to amend the Canada Elections Act (S.C. 2007, c.10).

(112) Constitution Act, 1867, s. 50; Canada Elections Act, s.56.1 (1).

(113) Hazell, *op.cit.* (30), pp.16-17.

間解散又は定期的な任期末の解散を除き、議会を解散することができないものとされている(第3条第2項)。したがって、従前のように首相が君主に要請して議会を解散することは不可能となり、その結果、君主の掌中に残存してきた解散大権は失われることになった⁽¹¹³⁻²⁾。ところで、2011年法制定までは、総選挙の直後に首相が議会の解散を要請した場合等を想定すると君主にはこれを拒否する余地があることなどから、解散は、その権限の行使に君主が裁量の余地を有する一身専属の大権(personal prerogative)事項であるとされてきた。実際に議会の解散を求める首相の要請を君主が拒否するか否かの基準としては、いわゆるラスルズ原則が知られている⁽¹¹⁴⁾。同原則によれば、君主が①任期中の議会在現に活動中であり、存続可能で、かつ、その職務を遂行する能力があること、②総選挙の施行により国の経済が損なわれること及び③下院に実質的な多数派を擁して相当期間政権を維持しうる別の首相を見出す見込みがあることという3条件があると認める場合には、議会の解散を求める首相の要請を拒否する事態もあり得

ることとされてきた。しかし、君主は、一旦首相の要請を退けて解散大権の行使を拒否すれば否応なく政治に巻き込まれることになることから、2011年法の規定により解散大権が失われたことは、むしろその立場を擁護するものと考えられている⁽¹¹⁵⁾。

2011年法は、君主による首相の任免大権の行使を妨げるものではない⁽¹¹⁶⁾。首相の任免大権については、2010年1月頃から内閣府において作成作業が進められ⁽¹¹⁷⁾、2011年法の制定を待つて公刊された内閣執務提要が参考となる⁽¹¹⁸⁾。これによれば、首相が辞任したときは、君主は、最も下院の信任を得やすいと認められる者に首相就任及び組閣を要請することになっている⁽¹¹⁹⁾。歴史的に首相の任免も君主に裁量の余地がある一身専属の大権事項とされてきたが、これを君主が自ら行使した最後の例は1834年のこととされ、一般的には君主の地位を危うくしかねないものと見られてきた⁽¹²⁰⁾。現代の憲法慣習上、最も下院の信任を得やすいと認められる者の確定及びその明確な伝達に努めることは、政治過程に関与する者特に所属の下院議員を有する政

(113-2) Hilaire Barnett, *Constitutional & Administrative Law*, 9th ed., London, New York: Routledge, 2011, p.112.

(114) ラスルズ原則とは、1950年2月の総選挙で辛うじて当選人の過半数を得た労働党が政権を維持することとなった後、当時の国王ジョージ6世の秘書サー・アラン・ラスルズ(Sir Alan Lascelles)が1950年5月2日付『タイムズ』紙にセネックス(SENEX)の仮名で公表した見解である。*The Times*. 2 May 1950, p.5. なお、ボグダナー前掲注⁽¹⁰²⁾, pp.173-174. にその大部分が訳出されており、適宜これを参考にした。

(115) Hazell, *op.cit.* (30), p.34; see also, Blackburn, *op.cit.* (28), p.61.

(116) Hazell, *op.cit.* (30), p.35.

(117) "Letter to the Chairman of the Committee from the Cabinet Secretary, 23 Feb. 2010", House of Commons Justice Committee, *Constitutional processes following a general election*. (5th Report of Session 2009-10), HC 396, 29 Mar. 2010, p.Ev23. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200910/cmselect/cmjust/396/396.pdf>>

(118) *The Cabinet Manual: A guide to laws, conventions and rules on the operation of government*. 1st ed., London: Cabinet Office, Oct. 2011. この内閣執務提要は、2010年5月の総選挙でおおむね半世紀ぶりに連立政権の成立する可能性が高まり政権交代と組閣をめぐる憲法慣習が注目された同年1月頃から内閣府において当時のガス・オドンネル(Gus O'Donnel)内閣官房長を中心に、議院内閣制等中央政府の統治機構の運用に関する現行の憲法慣習を単一の文書に統合するものとして作成作業が開始され、2月23日にはその「選挙及び組閣」の章の案が公表された。その後12月17日に全体の案が公表され、意見公募等を経た上で2011年法制定後の2011年10月24日に確定版が公刊されている。

(119) *ibid.*, para.2.8.

(120) *ibid.*, para.2.9は、1834年にウィリアム4世がメルバーン子爵(Visct. Melbourne)の政権を退陣させたことをもって、君主自ら首相の任免を決定した最後の例とする。

党の関係者の責務である。君主に対する筆頭の助言者として特にこの責務を負うのは、辞職に臨む現職の首相であり、君主の求めに応じて最も下院の信任を得やすいと認められる者を本人の後継者として勧告することができるものとされている⁽¹²¹⁾、⁽¹²²⁾

2011年法は、君主が引き続き議会の閉会大権を有する旨を定めている（第6条第1項）。したがって、政権に対する不信任決議案が可決された場合には、首相は、君主に議会の閉会を助言して、想定される新政権に対する信任決議案が14日間以上可決されないようにすることにより、議会の解散を選択する余地が生じることになる⁽¹²³⁾。ちなみに、カナダでは、不信任決議案の可決のおそれが生じた2008年12月、その機先を制したハーパー首相が総督に助言して議会を閉会させた例がある⁽¹²⁴⁾。

4 その他

2011年法上最初に施行予定の下院の総選挙の選挙期日は第1条第2項に規定する2015年5月7日であり、同日にはスコットランド議会及びウェールズ国民議会の総選挙の施行も予定されている。両議会の総選挙は原則として4年ごとの5月の第1木曜日に行われることとされ

ており⁽¹²⁵⁾、下院と自治議会との同時総選挙は当初から想定範囲内とされていた⁽¹²⁶⁾。しかし、スコットランド議会及びウェールズ国民議会で2011年3月にそれぞれ2015年5月施行予定の各議会の総選挙を翌年5月まで延期する旨の議決があり⁽¹²⁷⁾、最終的に2011年法にも当該各議会と下院との同時総選挙を回避するため当該各議会の総選挙が2016年5月5日に行われる旨の規定が設けられた（第4条及び第5条）⁽¹²⁸⁾。

候補者の選挙費用については⁽¹²⁹⁾、以前から1983年国民代表法（〔同年法律〕第2号⁽¹³⁰⁾）第90ZA条第1項、第118A条第2項等により、通常は解散の日から選挙の当日までの期間について支出が制限されてきた。その後、2009年政党及び選挙法（同年法律第12号⁽¹³¹⁾）第21条第1項の規定により1983年国民代表法に第76ZA条が追加され、従来の支出制限に加えて、議会の任期開始の55か月後からその解散までの期間に関する「立候補前」選挙費用の支出制限に関する規定が設けられた⁽¹³²⁾。同条は、「議会が最初に集会した日から起算して55か月〔を経過した〕後議会が解散されていない場合」に限って適用されるため、あくまで特例的な規定と考えられてきた⁽¹³³⁾。しかし、今回の2011年法の制定により、今後はこれが原則的な規定に

(121) *ibid.*

(122) *op.cit.* (118), ch. 2. なお、原資料では、君主を示す字句として、Queen 等ではなく、専ら Sovereign や Crown が用いられている。

(123) Ryan, *op.cit.* (27), p.219.

(124) Hazell, *op.cit.* (30), p.35.

(125) 前掲注(32)及び前掲注(34)参照

(126) Ryan, *op.cit.* (27), p.219.

(127) *ibid.*

(128) なお、*ibid.* 及び Oonagh Gay, “Fixed-Term Parliaments Act 2011”, House of Commons Library, *Standard Note*. SN/PC 6111, 3 Nov. 2011, pp.4-5 によれば、北アイルランド議会との同時総選挙については、北アイルランドの政権内部の方針が定まらなかったため、2011年5月の総選挙の結果を待つとして同様の規定が設けられなかった。

(129) なお、政党の選挙費用に関するものも含めてイギリスにおける選挙費用規制については、木村志穂「資料 英国の政治資金制度」『レファレンス』731号, 2011.12, pp.199-214, 特に pp.203-205 参照

(130) Representation of the People Act 1983 (c.2).

(131) Political Parties and Elections Act 2009 (c.12).

(132) 河島太朗「【イギリス】政党及び選挙法の成立」『外国の立法』243-2号, 2010.5, pp.8-9.

(133) Gay, *op.cit.* (128), p.5.

なるといえよう⁽¹³⁴⁾。

政党の選挙費用については、2000年選挙、政党及び国民投票法（〔同年法律〕第41号⁽¹³⁵⁾）第9附則第3条第7項（a）の規定により原則として総選挙の選挙期日以前365日間の支出が制限されているが（以下この期間を「支出制限期間」という。）、それ以前の支出を制限する規定は存在しない。従前は、選挙期日の決定が事実上首相の裁量に委ねられていたため、特に野党にとって支出制限期間の起算日の見極めが困難であったと思われる⁽¹³⁶⁾。今後は、原則として総選挙の期日が固定されるため、中間解散による総選挙の場合を除いて支出制限期間の見極めが容易になり、政党が選挙運動を計画的に実施できるようになったといえよう。

おわりに

最後に、政権の弱体化の懸念と選挙運動の長期化の2点に対する2011年法制定の影響について、若干の言及を加えて本稿を閉じることとする。

しばしば、各国の民主政の形態はウェストミンスター・モデルと合意形成型モデルに大別される。イギリスを典型とするウェストミンスター・モデルは、単純小選挙区制による二大政党制を前提とした議院内閣制を醸成して、下院を制した与党の党首が単独政権の首相となり行

政権も支配する。権力の集中した首相には果敢な政権運営が可能となるため、その態様はしばしば「選挙による独裁」などと称される⁽¹³⁷⁾。ウェストミンスター・モデルにおける議会運営は、政権与党が影の内閣を担う野党第1党と対峙することを前提として、与野党対決の弁論を審議の中心とする典型的なアリーナ型議会の特徴を帯びることになり⁽¹³⁸⁾、これに応じて政権運営上の党議拘束の重要性が合意形成型モデルよりも高いことになる。

2011年法は、下院の総選挙の選挙期日を固定し、併せて所定の様式を有する不信任決議案又は自主解散決議案のいずれかの可決に中間解散の事由を限定したことにより、首相の解散に関する政治的主導権を著しく制約するおそれが生じた。すなわち、同法の制定により政権側から信任決議案を提出し、又は法案の表決等を信任案件に指定することができなくなったと見られることは、状況次第で与党議員に対する党議拘束を著しく減殺するおそれが生じたことを意味することになり、政権の弱体化を招きかねないとする懸念には相当の根拠があると思われるであろう。特に、近年は与党議員の造反投票が目立つとされることから⁽¹³⁹⁾、今後ウェストミンスター・モデルの母国であるイギリス政治の変容が注目される。

選挙費用のうち候補者の支出については、「立候補前」の支出制限に関する規定が用意されて

⁽¹³⁴⁾ *ibid.*

⁽¹³⁵⁾ Political Parties, Elections and Referendums Act 2000 (c.41).

⁽¹³⁶⁾ Navraj Singh Ghaleigh, "Expenditure, Donations and Public Funding under the United Kingdom's Political Parties, Elections and Referendums Act 2000 – And Beyond?" K. D. Ewing and Samuel Issacharoff eds., *Party Funding and Campaign Financing in International Perspective* (Columbia-London Law Series). Oxford and Portland, Oregon: Hart Publishing, 2006, p.47.

⁽¹³⁷⁾ ウェストミンスター・モデルと合意形成型モデルの区別及びその内容の説明としては、アレンド・レイプハルト（粕谷祐子 訳）『民主主義対民主主義 多数決型とコンセンサス型の36ヶ国比較研究』（ポリティカル・サイエンス・クラシックス 2）勁草書房、2005、第1章、第2章（特にイギリスについてはpp.8-16.）参照（原書名：Arend Lijphart, *Patterns of democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*. 1999）

⁽¹³⁸⁾ 大山礼子『国会学入門 第2版』三省堂、2003、pp.21-27.

⁽¹³⁹⁾ 同上、p.138.

いるので、選挙運動の長期化又はその費用の増大のおそれは少ないのではないと思われる。

選挙費用のうち政党の支出については、かつて解散事由に特段の制限がなかったことにより支出制限期間の始期である選挙期日前 365 日を事前に見極めることが困難であった点は、政党が早い段階から多額の選挙費用を投入することを躊躇する要因となりうる点であったといえよう。もっとも、支出制限期間前について支出制限がないこと自体は早い段階の支出を促す要因であるといいうるところから、2011 年法が制定されて支出制限期間の始期が事前に見極めやすくなったことにより、今後かえって政党の支出が早い段階から増加する懸念がないとはいえない。しかし、2011 年法の制定前後を通じて

支出制限期間前について支出制限がない事実に変化はなく、同法の制定により解散事由が限定されて政党が総選挙に常時備える必要がなくなった点は、選挙運動の短期化又はその費用の低減を促す要因と考えられよう。このように、政党の選挙運動の期間又は選挙費用の増減に対する 2011 年法の制定の影響は一概に判断しがたいところから、今後の実態の推移が注目される。

参考文献（脚注に記載したものを除く。）

- ・ Explanatory Notes: Fixed-term Parliaments Act 2011. 〈<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/14/notes/data.pdf>〉

（かわしま たろう）

2011年議会任期固定法

Fixed-term Parliaments Act 2011 (2011 CHAPTER 14)

海外立法情報調査室 河島 太朗訳

【目次】

- 第1条 議会〔下院〕の総選挙の選挙期日
- 第2条 議会〔下院〕の繰上総選挙
- 第3条 議会の解散
- 第4条 スコットランド議会の総選挙と第1条第2項の議会〔下院〕の総選挙との同時選挙の回避
- 第5条 ウェールズ国民議会の総選挙と第1条第2項の議会〔下院〕の総選挙との同時選挙の回避
- 第6条 補則
- 第7条 雑則
- 附則 関係法律の整理―抄―

〔長文題名〕

議会の解散、議会〔下院〕の総選挙の選挙期日の決定等に関する法律

[2011年9月15日制定]

女王陛下は、現在の議会に参集した聖俗貴族及び庶民の助言と承認を得てこれにより、並びに同様の権能により、この法律を次のように制定する。

第1条 議会〔下院〕の総選挙の選挙期日

- (1) この条の規定は、第2条の規定に反しない限り、1983年国民代表法第1附則第1則の〔選挙〕日程表について適用する。
- (2) この法律の成立後最初の議会〔下院〕の総選挙の選挙期日は、2015年5月7日とする。
- (3) 〔第2項の選挙期日〕後の各議会〔下院〕の総選挙の選挙期日は、直近において行われた議会〔下院〕の総選挙の選挙期日の属する

暦年から5年目に当たる暦年の5月の第1木曜日とする。

- (4) 直近において行われた議会〔下院〕の総選挙の選挙期日が次に掲げる要件を満たすときは、「5年目」とあるのは、「4年目」と読み替えて、第3項の規定を適用するものとする。
 - (a) 第2条第7項の規定により指定されたこと。
 - (b) その属する暦年において5月の第1木曜日前であったこと。
- (5) 首相は、制定法に基づく命令で、特定の1暦年における議会〔下院〕の総選挙の選挙期日について、これを第2項又は第3項の規定により定められた日後2か月を超えない範囲内において〔繰り延べる旨を〕定めることができる。
- (6) 制定法に基づく命令で第5項の規定に基づく規定を有するものは、その命令案を議会各議院に提出してその決議による承認を得なければ、これを制定することができない。
- (7) 〔前項の規定により〕議会に提出する命令案には、首相が選挙期日の変更を提案する理由を記載した文書を添えなければならない。

第2条 議会〔下院〕の繰上総選挙

- (1) 次に掲げる要件を満たす〔決議案が可決された〕場合には、議会〔下院〕の繰上総選挙を行うものとする。
 - (a) 下院が第2項に規定する様式の決議案を可決したこと。
 - (b) [(a)の] 決議案が分列表決により可決された場合において、その決議案に賛成した議員の数が下院の定数（欠員を含む。）の3分の2以上であること。
- (2) 第1項(a)において、当該決議案の様式は、

次のとおりとする。

「議会〔下院〕の繰上総選挙を行うものとする旨」

(3) 次に掲げる事実があった場合には、議会〔下院〕の繰上総選挙を行うものとする。

(a) 下院が第4項に規定する様式の決議案を可決すること。

(b) 下院が第5項に規定する様式の決議案を可決することなく〔(a)の〕決議案が可決された日後14日を経過すること。

(4) 第3項(a)において、その決議案の様式は、次のとおりとする。

「本院は、女王陛下の政権（Her Majesty's Government）⁽¹⁾を信任しない旨」

(5) 第3項(b)において、その決議案の様式は、次のとおりとする。

「本院は、女王陛下の政権を信任する旨」

(6) 第7項の規定は、1983年国民代表法第1附則第1則の〔選挙〕日程表について適用する。

(7) 第1項又は第3項の規定により議会〔下院〕の総選挙を行う場合には、当該選挙の選挙期日は、首相の勧告に基づいて女王陛下が布告（proclamation）で指定した日（したがって、当該指定する日をもって、〔当該指定が〕なかったとすれば第1条の規定により定められることとなる議会〔下院〕総選挙の選挙期日に代わるもの）とする。

第3条 議会の解散

(1) 現に活動中の議会は、第1条の規定により定められ、又は第2条第7項の規定により指定される議会〔下院の〕総選挙の選挙期日前17平日に当たる日の冒頭において解散する。

(2) 〔前項〕の場合を除き、議会は、解散されることができない。

(3) 議会が解散したときは、大法官〔（）北アイルランドにあっては国務大臣（）〕は、選挙令状に押印してこれを交付する権限を有する（1983年国民代表法第1附則第3則参照）。

(4) 議会が解散したときは、女王陛下は、新たな議会を召集する布告（proclamation）で、次に掲げる要件を備えるものを発することができる。

(a) 新たな議会の最初の集会の日を指定していること。

(b) この法律の成立前に通常新たな議会を召集する布告により処理されていた事項（第1項又は第3項の規定により処理される事項を除く。）をすべて処理していること。

(5) この条において「平日（working day）」とは、次に掲げる日以外の日をいう。

(a) 土曜日又は日曜日

(b) 聖誕祭前夜祭日、聖誕祭日又は聖金曜日

(c) 連合王国のいずれか一部について1971年銀行金融取引法（Banking and Financial Dealings Act 1971）で定める一般公休日（bank holiday）

(d) 公的な慶弔〔の日〕とする指定を受けた日

(6) 〔前項の規定〕にかかわらず、次の(a)の指定又は決定により(b)に該当する事由が生じた場合においては、（その後選挙期日が変更されたときであっても、）当該〔決定を受けた一般公休日又は指定を受けた公的な慶弔の〕日は、引き続き平日とみなすものとする。

(a) 1又は2以上の平日を一般公休日とする決定又は公的な慶弔の日とする指定が

(1) 原語は（Her Majesty's）Government等であり、通常は「政府」と訳される。本稿においては、国務大臣をもって組織する「内閣」に副大臣、政務官等のいわゆる閣外大臣を加えたものを「政権」と呼び、これに補助機関の公務員を加えた「政府」と区別した。ちなみに、governmentは、「政権」又は「政府」のいずれも意味することがありうる用語であり、訳語は個別に決定する必要がある。なお、「政権」を意味する語としてadministrationが用いられることもある。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、pp.24-25.

あったこと。〔この項において〕当該決定又は指定があった日を「決定等の日 (the relevant day)」〔という。〕

- (b) (この項の規定を適用しないこととすれば、) [(a)の決定又は指定があった] 結果、議会の解散の日が繰り上げられることにより、決定等の日の直前において解散の日〔として予定されていた日〕が決定等の日後30日を経過する日前となること。

第4条 スコットランド議会の総選挙と第1条第2項の議会〔下院〕の総選挙との同時選挙の回避

- (1) この条の規定は、スコットランド議会議員の通常総選挙 (ordinary general election) であって、この条の場合を除くほか、1998年スコットランド法第2条第5項及び第3条第3項の規定にかかわらず、その投票が2015年5月7日 (この法律第1条第2項に規定する日) に行われる予定のものについて適用する。
- (2) 1998年〔スコットランド〕法第2条第2項の規定は、〔この条第1項の〕期日に〔1998年法第2条第2項の〕選挙の投票を行う旨の定めを代えて、(同法第2条第5項及び第3条第3項の規定に反しない限り、) その投票を2016年5月5日に行う旨を定めたものとみなして、適用する (同日後の通常総選挙に対する〔同法〕第2条第2項の規定の適用についても、これに準ずる。)

第5条 ウェールズ国民議会の総選挙と第1条第2項の議会〔下院〕の総選挙との同時選挙の回避

- (1) この条の規定は、ウェールズ国民議会議員の通常総選挙であって、この条の場合を除くほか、2006年ウェールズ統治法第4条及び第5条第5項の規定にかかわらず、その投票

が2015年5月7日 (この法律第1条第2項に規定する日) に行われる予定のものについて適用する。

- (2) 2006年〔ウェールズ統治〕法第3条第1項の規定は、〔この条第1項の〕期日に〔2006年法第3条第1項の〕選挙の投票を行う旨の定めを代えて、(同法第4条及び第5条第5項の規定に反しない限り、) その投票を2016年5月5日に行う旨を定めたものとみなして、適用する (同日後の通常総選挙に対する〔同法〕第3条第1項の規定の適用についても、これに準ずる。)

第6条 補則 (Supplementary provisions)

- (1) この法律は、女王陛下が議会を閉会する権限〔の行使を〕妨げるものではない。
- (2) この法律は、新たな議会を召集する布告の押印の効力発生要件に該当する方法に影響を及ぼすものではなく；また、第2条第7項の規定により発することとされる布告の押印は、〔これと〕同一の方法によらなければ、その効力を生じない。
- (3) (関係法律の整理については、) 附則の定めるところによる。

第7条 雑則 (Final provisions)

- (1) この法律は、2011年議会任期固定法として引用することができる。
- (2) この法律は、成立の日から施行する。
- (3) この法律中〔関係法律の〕改正規定又は廃止規定の施行地域は、それぞれ当該改正又は廃止に係る法律又はその関係規定の施行地域と同一の区域とする。
- (4) 首相は、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (a) 委員会〔を設置してこれ〕にこの法律の施行の状況について検討を加えさせ、その結果に基づいて〔同委員会が〕必要〔と認

める] ときは、同委員会にこの法律の廃止又は改正の勧告をさせること。

(b) [(a)の] 検討の結果及び ((a)の委員会が] 勧告をした場合にあつては) その勧告を同委員会に公表させること。

(5) [前項(a)の] 委員会の委員の過半数は、下院議員とする。

(6) 第4項(a)の措置は、2020年7月1日から2020年11月30日までの間に講じるものとする。

附則 関係法律の整理—抄— 本則第6条関係

(1715年七年〔任期〕法(法律第38号))

第2条 1715年七年〔任期〕法(Septennial Act 1715)は、廃止する。

(1911年議会法(法律第13号))

第4条 1911年議会法(Parliament Act 1911)中第7条を削除する。

【凡例】

訳文中〔 〕内の語句及び()内の原語は訳者が補ったものであり、()内の日本語は原文の()内を翻訳したものである。

出典

・ イギリス政府現行法令サイト

〈http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/14/pdfs/ukpga_20110014_en.pdf〉

(かわしま たろう)

2011 年議会任期固定法の関係法律（抄）

海外立法情報調査室 河島 太朗訳

【目次】

- 1 1694 年議会集會法（〔同年法律〕第2号）
- 2 1707 年王位継承法（〔同年法律〕第41号）—抄—
- 3 1715 年七年〔任期〕法（〔同年法律〕第38号）
- 4 1867 年国民代表法（〔同年法律〕第102号）—抄—
- 5 1911 年議会法（〔同年法律〕第13号）—抄—
- 6 1937 年摂政執権法（〔同年法律〕第16号）—抄—
- 7 1983 年国民代表法（〔同年法律〕第2号）—抄—
- 8 1985 年国民代表法（〔同年法律〕第50号）—抄—
- 9 1986 年議会〔下院〕選挙区法（〔同年法律〕第56号）—抄—
- 10 2000 年政党、選挙及び国民投票法（〔同年法律〕第41号）—抄—

1 1694 年議会集會法（〔同年法律〕第2号）（Meeting of Parliament Act 1694 (6 & 7 Will & Mar, c. 2.)） 〔長文題名〕議会の頻繁な集會及び召集に関する法律

<p>わが王国古来の諸法（Laws and Statutes）により議会は頻繁に開会すべきものとされてきたことに鑑み、並びに頻繁に新たな議会〔を開会すること〕が国王（King）と人民との幸福な結合及びよき協約（good agreement）に資することに鑑み〔、この法律を次のように制定する。〕</p> <p>I 少なくとも3年に1回の議会の開会 この〔法律の制定〕以降、議会は、少なくとも3年に1回開会されなければならない。</p> <p>II 3年に1回の〔選挙〕令状の交付 現在の議会の解散から最長3年以内に、及び同様に今後は常にその都度（from time to time）この〔法律の制定〕以降すべての議会（every other Parliament）の終了から最長3年以内に、別に新たな議회를召集し、参集させ、及び開会させるため、国王陛下（your Majesties）、その法定〔家督〕相続人又はその〔王位〕継承者の指示により、国璽を押しした適法な〔選挙〕令状が交付されなければならない。</p>	
1867 年制定法整理法（〔同年法律〕第59号） ⁽¹⁾ による改正後	1867 年制定法整理法（〔同年法律〕第59号） ⁽¹⁾ による改正前
III 削除	III 議会の3年以内の存続 この〔法律の制定〕以降今後召集され、参集し又は開会する議会は、すべて当該議会が集會すべき日として召集令状で指定された日から起算して最長3年を超えない存続期間を有するものとする。
IV 削除	IV 現在の議会の1696年11月1日における消滅 この議会は、両陛下（their Majesties）がその事前の解散を適切と認めない限り、主の年千六百九十六年の十一月一日に消滅して終了するものとする。

2 1707 年王位継承法（〔同年法律〕第41号）—抄—（Succession to the Crown Act 1707 (c. 41)）

2011 年議会任期固定法による改正後（以下「新」という。）	2011 年議会任期固定法による改正前（以下「旧」という。）
VII 〔議会の〕閉会大権等の国王大権及びウィリアム王及びメアリ女王の治世第6年及び第7年法律第2号 ⁽²⁾ に関する留保条項	VII 〔議会の〕閉会大権等の国王大権及びウィリアム王及びメアリ女王の治世第6年及び第7年法律第2号に関する留保条項

(1) Statute Law Revision Act 1867 (c. 59)

(2) 1694 年議会集會法（〔同年法律〕第2号）のことをいう。

<p>この法律のいかなる規定も、女王、その法定〔家督〕相続人若しくは〔その王位〕継承者が議会を閉会する権限を変更し若しくは縮小するため、又は前述故ウィリアム王及びメアリ女王両陛下の治世第六年のイングランドにおける議会制定法の一でその題名が議会の頻繁な集会及び召集に関する法律であるもの⁽³⁾を廃止し若しくは無効とするため、これを拡大し又は拡大して解釈してはなら〔ない。〕（以下略）</p>	<p>この法律のいかなる規定も、女王、その法定〔家督〕相続人若しくは〔その王位〕継承者が議会を閉会し若しくは解散する権限を変更し若しくは縮小するため、又は前述故ウィリアム王及びメアリ女王両陛下の治世第六年のイングランドにおける議会制定法の一でその題名が議会の頻繁な集会及び召集に関する法律であるものを廃止し若しくは無効とするため、これを拡大し又は拡大して解釈してはなら〔ない。〕（以下略）</p>
---	--

3 1715年七年〔任期〕法（〔同年法律〕第38号）（Septennial Act 1715 (c. 38)）

新	旧
<p>廃止</p>	<p>1694年議会集合法によりかつ同法において、特に、爾後召集され、参集し又は開会する議会は、すべて、〔同法の制定〕以降、当該議会在集すべき日として召集令状で指定された日から起算して最長3年を超えない存続期間を有するものとする旨が定められたことに鑑み：また、この条項は、経験上、議会〔下院〕議員選挙費用の増加及びその〔負担の〕長期化を助長し並びにわが王国（this realm）臣民の間に継続的な激情及び敵意を生じさせる要因となることにより、その制定以前には知られていないほど極めて重大かつ負担の重いものであると認められたことに鑑み：並びに当該規定が存続することとすれば、カトリックの不满分子がわが王国（this kingdom）内において新たに謀反を企てて試みようとする際及び国外からの侵略の際に当該条項が現下の危機的状況において政府の安全と平穩に破壊的な〔影響を〕及ぼすおそれがあることが明らかとなってきたことに鑑み⁽⁴⁾：国王陛下は、議会に参集した聖俗貴族及び庶民の助言と承認を得てこれにより、並びに同様の権能により、この法律を制定し、現在の議会及び今後召集され、参集し又は開会するすべての議会の存続期間（continuance）は、国王陛下、その法定〔家督〕相続人又はその〔王位〕継承者により現在又は将来の議会在集すべき日として召集令状で指定された日から起算して5年を超えることができないものとする。</p>

4 1867年国民代表法（〔同年法律〕第102号）一抄一（Representation of the People Act 1867 (c. 102)）

新	旧
<p>第51条 将来国王が崩御した場合における議会の解散の不要 将来国王（Crown）が崩御した際現に存する議会は、当該崩御により終了し又は解散することがないものとし、1707年王位継承法の規定にかかわらず、国王により事前に閉会されない限り、当該崩御がなかったとすれば存続することとなる期間存続するものとする。</p>	<p>第51条 将来国王が崩御した場合における議会の解散の不要 将来国王（Crown）が崩御した際現に存する議会は、当該崩御により終了し又は解散することがないものとし、1707年王位継承法の規定にかかわらず、国王により事前に閉会され又は解散されない限り、当該崩御がなかったとすれば存続することとなる期間存続するものとする。</p>

(3) 同上

(4) 1715年のジャコバイト派の乱（アン女王の死によりドイツのハノーヴァー家が王位を継承することとなったことから、名誉革命により亡命したステュアート家のジェームズ2世とその子孫を支持するジャコバイト派が同家の復位を図りジェームズ2世の子ジェームズ・エドワードを擁立しようとした事件）を背景とした規定である。

5 1911 年議会法（〔同年法律〕第 13 号）一抄—（Parliament Act 1911 (c. 13)）

第 2 条 金銭法律案を除く法律案に関する上院の権限の制限	
<p>(1) 公法律案（金銭法律案又は議会の任期を延長して 5 年を超えるものとする規定を有する法律案を除く。）であって、（同一の〔任期内の〕議会であるか否かを問わず、）引き続き 2 会期にわたり下院が可決し、少なくとも会期末の 1 か月前までに上院に送付し、かつ、上院が否決したものは、上院が当該法律案に同意していないにもかかわらず、下院が特別の指示をしない限り、上院が再びこれを否決した際に国王陛下（His Majesty）に提出してこれに対する裁可を得ることにより議会制定法となるものとする。ただし、当該 2 会期のうち先の会期中下院における当該法律案の第 2 読会の日から当該 2 会期のうち後の会期中同法律案が下院を通過する日までの間に 1 年を経過していないときは、この限りでない。</p> <p>(2)~(4) (略)</p>	
新	旧
第 7 条 削除	<p>第 7 条 議会の任期 <u>1715 年七年〔任期〕法に規定する議会の任期 (maximum duration) 7 年を 5 年に改める。</u></p>

6 1937 年摂政執権法（〔同年法律〕第 16 号）一抄—（Regency Act 1937 (c. 16) (Extract)）

新	旧
<p>第 6 条 国王の公務 (royal functions) を臨時摂政 (Counsellors of State) に委任する権限</p> <p>(1) この法律第 2 条に規定する心身の故障に至らない疾病〔に罹患中〕又は連合王国外に失踪中若しくは〔連合王国を〕不在中の場合には、君主 (Sovereign) は、公務 (public business) の迅速な処理に遅滞又は困難が生じることを防止するため、国璽を押した開封勅許状により、当該疾病〔に罹患中〕又は当該失踪中若しくは不在中の間、その開封勅許状において指定する公務を臨時摂政に委任することができ、また、同様の方法により、当該委任を撤回し又は変更することができる：</p> <p>ただし、貴族の身分 (rank)、称号 (title) 又は特典 (dignity) を授与する権限は、委任することができない。</p> <p>(2)~(5) (略)</p>	<p>第 6 条 国王の公務 (royal functions) を臨時摂政 (Counsellors of State) に委任する権限</p> <p>(1) この法律第 2 条に規定する心身の故障に至らない疾病〔に罹患中〕又は連合王国外に失踪中若しくは〔連合王国を〕不在中の場合には、君主 (Sovereign) は、公務 (public business) の迅速な処理に遅滞又は困難が生じることを防止するため、国璽を押した開封勅許状により、当該疾病〔に罹患中〕又は当該失踪中若しくは不在中の間、その開封勅許状において指定する公務を臨時摂政に委任することができ、また、同様の方法により、当該委任を撤回し又は変更することができる：</p> <p>ただし、君主による明示の指示（電信により伝達することができる。）に基づく方法以外の方法により議会を解散し、又は貴族の身分 (rank)、称号 (title) 若しくは特典 (dignity) を授与する権限は、委任することができない。</p> <p>(2)~(5) (略)</p>

7 1983 年国民代表法（〔同年法律〕第 2 号）一抄—（Representation of the People Act 1983 (c. 2)）

新	旧
<p>第 76ZA 条 総選挙における立候補前選挙費用の支出限度額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 1 項の規定により負担する選挙費用は、次に掲げる選挙区選出議員の選挙の区分に応じ、それぞれ候補者 1 人当たりその総額が次に定める額に当該割合〔を乗じて得た額〕を超えてはならない。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(3)〔前項に規定する〕当該割合は、次に掲げる解散時期の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。</p> <p>(a) 議会が〔最初の開会から〕60 か月目に当たる月に降に解散されたとき 100%</p> <p>(b)~(e) (略)</p> <p>(4)~(6) (略)</p>	<p>第 76ZA 条 総選挙における立候補前選挙費用の支出限度額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 1 項の規定により負担する選挙費用は、次に掲げる選挙区選出議員の選挙の区分に応じ、それぞれ候補者 1 人当たりその総額が次に定める額に当該割合〔を乗じて得た額〕を超えてはならない。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(3)〔前項に規定する〕当該割合は、次に掲げる解散時期の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。</p> <p>(a) 議会が〔最初の開会から〕60 か月目に当たる月に解散されたとき 100%</p> <p>(b)~(e) (略)</p> <p>(4)~(6) (略)</p>

<p>第93条 選挙期間中の地方ニュースの放送</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1項において1の選挙に関し「選挙期間 (the election period)」とは、次に掲げる時期のいずれかから投票の終了までの期間をいう。</p> <p>(a) (下院議員総選挙の場合にあっては、) 議会の解散の日</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第119条 第Ⅱ章における期間の計算</p> <p>(1) この章の規定を実施するために必要な事項又は当該規定により権限を有する事項の〔実施〕期日又は実施期間の末日が次項に規定する日のいずれかに当たる場合には、〔当該日の取扱いは、次に定めるところによる。〕</p> <p>(a) 以後、その必要性又は権限は、〔当該実施期間の〕初日で当該日のいずれかに当たらないものに係るものとみなすこと。</p> <p>(b) この章において7日を超えない期間を計算するときは、当該日は、いずれもないものとみなすこと。</p> <p>(2) 第1項の〔次項に規定する〕日は、土曜日、日曜日、生誕前夜祭日、生誕祭日、聖木曜日、聖金曜日、一般公休日又は公の慶弔〔の日〕とする指定を受けた日 <u>(ただし、議会〔下院〕の総選挙については、〔第1附則(議会〔下院〕選挙規則〔 〕〕第2則第2A項の規定により同則の規定の適用を受けない日を除く。)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第1附則 議会〔下院〕選挙規則 一抄一</p> <p>(〔選挙〕日程表)</p> <p>第1則〔次の表の左欄に掲げる〕選挙の手続は、同欄の区分に応じ、それぞれ〔当該右欄に掲げる時期に〕実施しなければならない。</p> <p>〔選挙〕日程表 (Timetable)</p>	<p>第93条 選挙期間中の地方ニュースの放送</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1項において1の選挙に関し「選挙期間 (the election period)」とは、次に掲げる時期のいずれかから投票の終了までの期間をいう。</p> <p>(a) (下院議員総選挙の場合にあっては、) 議会の解散の日 <u>又は女王陛下が議会を解散する旨の意思を公表した時のいずれか早い時</u></p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第119条 第Ⅱ章における期間の計算</p> <p>(1) この章の規定を実施するために必要な事項又は権限を有する事項の〔実施〕期日又は実施期間の末日が次項に規定する日のいずれかに当たる場合には、〔当該日の取扱いは、次に定めるところによる。〕</p> <p>(a) 以後、その必要性又は権限は、〔当該実施期間の〕初日で当該日のいずれかに当たらないものに係るものとみなすこと。</p> <p>(b) この章において7日を超えない期間を計算するときは、当該日は、いずれもないものとみなすこと。</p> <p>(2) 第1項の〔次項に規定する〕日は、土曜日、日曜日、生誕前夜祭日、生誕祭日、聖木曜日、聖金曜日、一般公休日又は公の慶弔〔の日〕とする指定を受けた日</p> <p>(3) (略)</p> <p>第1附則 議会〔下院〕選挙規則 一抄一</p> <p>(〔選挙〕日程表)</p> <p>第1則〔次の表の左欄に掲げる〕選挙の手続は、同欄の区分に応じ、それぞれ〔当該右欄に掲げる時期に〕実施しなければならない。</p> <p>〔選挙〕日程表 (Timetable)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手 続</th> <th>時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔選挙〕 令状の交付</td> <td>総選挙の場合にあっては、<u>2011年議会任期固定法第3条第1項の規定による議会の解散後</u>できるだけ速やかに 補欠選挙の場合にあっては、〔選挙〕令状の保証書 (warrant) の交付後できるだけ速やかに</td> </tr> <tr> <td>候補者の 届出</td> <td>総選挙の場合にあっては、選挙の公示の日後、<u>2011年議会任期固定法第3条第1項の規定による議会の解散の日</u>後6日に当たる日以前の〔期間中の〕<u>いずれの日においても午前10時から午後4時まで</u> 補欠選挙の場合にあっては、総選挙の場合と同様とし、ただし、〔当該期間の〕末日は、選挙の公示の日後3日に当たる日から選挙令状〔の送達〕を受領した日後7日に当たる日まで〔の範囲内において〕選挙管理官が決定しなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>	手 続	時 期	〔選挙〕 令状の交付	総選挙の場合にあっては、 <u>2011年議会任期固定法第3条第1項の規定による議会の解散後</u> できるだけ速やかに 補欠選挙の場合にあっては、〔選挙〕令状の保証書 (warrant) の交付後できるだけ速やかに	候補者の 届出	総選挙の場合にあっては、選挙の公示の日後、 <u>2011年議会任期固定法第3条第1項の規定による議会の解散の日</u> 後6日に当たる日以前の〔期間中の〕 <u>いずれの日においても午前10時から午後4時まで</u> 補欠選挙の場合にあっては、総選挙の場合と同様とし、ただし、〔当該期間の〕末日は、選挙の公示の日後3日に当たる日から選挙令状〔の送達〕を受領した日後7日に当たる日まで〔の範囲内において〕選挙管理官が決定しなければならない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手 続</th> <th>時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔選挙〕 令状の交付</td> <td>総選挙の場合にあっては、<u>新たな議会の召集の布告後</u>できるだけ速やかに 補欠選挙の場合にあっては、〔選挙〕令状の保証書 (warrant) の交付後できるだけ速やかに</td> </tr> <tr> <td>候補者の 届出</td> <td>総選挙の場合にあっては、選挙の公示の日後、<u>新たな議会の召集の布告の日</u>後6日に当たる日以前の〔期間中の〕<u>いずれの日においても午前10時から午後4時まで</u> 補欠選挙の場合にあっては、総選挙の場合と同様とし、ただし、〔当該期間の〕末日は、選挙の公示の日後3日に当たる日から選挙令状〔の送達〕を受領した日後7日に当たる日まで〔の範囲内において〕選挙管理官が決定しなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>	手 続	時 期	〔選挙〕 令状の交付	総選挙の場合にあっては、 <u>新たな議会の召集の布告後</u> できるだけ速やかに 補欠選挙の場合にあっては、〔選挙〕令状の保証書 (warrant) の交付後できるだけ速やかに	候補者の 届出	総選挙の場合にあっては、選挙の公示の日後、 <u>新たな議会の召集の布告の日</u> 後6日に当たる日以前の〔期間中の〕 <u>いずれの日においても午前10時から午後4時まで</u> 補欠選挙の場合にあっては、総選挙の場合と同様とし、ただし、〔当該期間の〕末日は、選挙の公示の日後3日に当たる日から選挙令状〔の送達〕を受領した日後7日に当たる日まで〔の範囲内において〕選挙管理官が決定しなければならない。
手 続	時 期												
〔選挙〕 令状の交付	総選挙の場合にあっては、 <u>2011年議会任期固定法第3条第1項の規定による議会の解散後</u> できるだけ速やかに 補欠選挙の場合にあっては、〔選挙〕令状の保証書 (warrant) の交付後できるだけ速やかに												
候補者の 届出	総選挙の場合にあっては、選挙の公示の日後、 <u>2011年議会任期固定法第3条第1項の規定による議会の解散の日</u> 後6日に当たる日以前の〔期間中の〕 <u>いずれの日においても午前10時から午後4時まで</u> 補欠選挙の場合にあっては、総選挙の場合と同様とし、ただし、〔当該期間の〕末日は、選挙の公示の日後3日に当たる日から選挙令状〔の送達〕を受領した日後7日に当たる日まで〔の範囲内において〕選挙管理官が決定しなければならない。												
手 続	時 期												
〔選挙〕 令状の交付	総選挙の場合にあっては、 <u>新たな議会の召集の布告後</u> できるだけ速やかに 補欠選挙の場合にあっては、〔選挙〕令状の保証書 (warrant) の交付後できるだけ速やかに												
候補者の 届出	総選挙の場合にあっては、選挙の公示の日後、 <u>新たな議会の召集の布告の日</u> 後6日に当たる日以前の〔期間中の〕 <u>いずれの日においても午前10時から午後4時まで</u> 補欠選挙の場合にあっては、総選挙の場合と同様とし、ただし、〔当該期間の〕末日は、選挙の公示の日後3日に当たる日から選挙令状〔の送達〕を受領した日後7日に当たる日まで〔の範囲内において〕選挙管理官が決定しなければならない。												

<p>投票</p>	<p>総選挙の場合にあつては、<u>2011 年議会任期固定法第 1 条の規定により定められ、又は同法第 2 条第 7 項の規定により指定された日の午前 7 時から夜 10 時まで</u></p> <p>補欠選挙の場合にあつては、選挙管理官が決定する日の午前 7 時から夜 10 時まで〔。ただし、〕その日は、候補者の届出用紙の交付の期間の末日後 9〔日〕に当たる日前又は〔当該末日後〕 11 日に当たる日後であつてはならない。⁽⁵⁾</p>	<p>投票</p>	<p>総選挙の場合にあつては、<u>候補者の届出用紙の交付の期間の末日後 11 日に当たる日の午前 7 時から夜 10 時まで</u></p> <p>補欠選挙の場合にあつては、選挙管理官が決定する日の午前 7 時から夜 10 時まで〔。ただし、〕その日は、候補者の届出用紙の交付の期間の末日後 9〔日〕に当たる日前又は〔当該末日後〕 11 日に当たる日後であつてはならない。</p>
<p>(期間の計算)</p> <p>第 2 則(1) 次に掲げる日は、〔選挙〕日程表における期間の計算については、ないものとみなす〔。〕(ママ)</p> <p>(a) 土曜日又は日曜日</p> <p>(b) キリスト降誕前夜祭日、キリスト降誕祭日、聖金曜日又は一般公休日 (a bank holiday)</p> <p>(c) 公の慶弔〔の日〕とする指定を受けた日</p> <p><u>(1A) 総選挙に関し、第 1 項(a)から(c)までに掲げる日は、いずれも選挙期日前にある〔選挙〕手続の日で〔選挙〕日程表に掲げるものでないものとする。</u></p> <p><u>(1B) 補欠選挙に関し、第 1 項(a)から(c)までに掲げる日は、いずれも投票の終了までに行われる手続の日で〔選挙〕日程表に掲げるものでないものとし、選挙管理官は、当該日に開票の手続を行う義務を負わないものとする。</u></p> <p>(2) この則において「一般公休日 (bank holiday)」とは、次に掲げる選挙に関し、それぞれ次に定める日をいう。</p> <p>(a) 〔下院の〕総選挙 連合王国のいずれか一部の地域について 1971 年銀行金融取引法に定める一般公休日である日</p> <p>(b) 〔下院の〕補欠選挙 連合王国のいずれか一部の地域で当該選挙区の属するものについて同法に定める一般公休日である日</p> <p>ただし、〔下院の〕総選挙において、次に掲げる要件を満たす手続については、この項(b)の規定を適用し、(a)の規定は、適用しない。</p> <p>(i) 候補者の死亡により新たに開始されたこと。</p> <p>(ii) 削除</p> <p><u>(2A) 一般公休日又は公の慶弔〔の日〕とする指定を受けた日が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、総選挙に関し、当該日についてこの則の規定を適用しないものとする。</u></p>		<p>(期間の計算)</p> <p>第 2 則(1) 次に掲げる日は、〔選挙〕日程表における期間の計算について、ないものとみなす〔。〕、<u>その当該日は、いずれも投票の終了までに〔行われる〕手続の日 (a day for the purpose of any proceedings) でないものとし、選挙管理官は、当該日に開票の手続を行う義務を負わないものとする。</u>(ママ)</p> <p>(a) 土曜日又は日曜日</p> <p>(b) キリスト降誕前夜祭日、キリスト降誕祭日、聖金曜日又は一般公休日 (a bank holiday)</p> <p>(c) 公の慶弔〔の日〕とする指定を受けた日</p> <p>(2) この則において「一般公休日 (bank holiday)」とは、次に掲げる選挙に関し、それぞれ次に定める日をいう。</p> <p>(a) 〔下院の〕総選挙 連合王国のいずれか一部の地域について 1971 年銀行金融取引法に定める一般公休日である日</p> <p>(b) 〔下院の〕補欠選挙 連合王国のいずれか一部の地域で当該選挙区の属するものについて同法に定める一般公休日である日</p> <p>ただし、〔下院の〕総選挙において、次に掲げる要件を満たす手続については、この項(b)の規定を適用し、(a)の規定は、適用しない。</p> <p>(i) 候補者の死亡により新たに開始されたこと。</p> <p><u>(ii) 騒乱又は公開の場における暴力があることにより、〔選挙〕日程表に掲げる日程を延期すること。</u></p>	

(5) 2011 年議会任期固定法附則第 10 条第 4 項における 1983 年国民代表法第 1 附則第 1 則の〔選挙〕日程表中投票の項の右欄 (column 2) の改正規定によれば、補欠選挙の場合に関する字句中に総選挙の場合と同一の改めるべき字句があるため、本来は補欠選挙の場合についても総選挙の場合と同様にこれを改めることとなるはずである。しかし、これを補欠選挙の場合について改めると、文意が通じなくなり、補欠選挙に関する規定のない 2011 年議会任期固定法の趣旨にも沿わないと思われる。そこで、補欠選挙の場合については、字句を改めないものと解釈し、新旧とも同一の規定として翻訳した。

<p>(a) 2011年議会任期固定法第3条第1項の規定による議会の解散前に当該日の決定又は指定がなかったこと。</p> <p>(b) 同法第3条第6項の規定により平日とみなす日であること。 ただし、候補者の死亡により新たに開始される手続については、この項の規定は、適用しないものとする。 (候補者届出用紙—登記済政党の名称)</p> <p>第6A則(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 選挙に関しこの則の適用がある場合には、登記済政党については、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「登記済政党 (registered political party)」とは、その選挙の候補者届出用紙の交付〔期間〕の末日前2日間に属する日（〔この則において〕「基準日」という。）に2000年選挙、政党及び国民投票法第2章に基づき登記された政党をいう。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(4) 第3項(a)の規定〔の適用〕については、第2則第1項〔各号〕のいずれかに該当する日は、<u>（第2則第2A項の規定に反しない限り）</u>ないものとみなす。</p>	<p>(候補者届出用紙—登記済政党の名称)</p> <p>第6A則(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 選挙に関しこの則の適用がある場合には、登記済政党については、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「登記済政党 (registered political party)」とは、その選挙の候補者届出用紙の交付〔期間〕の末日前2日間に属する日（〔この則において〕「基準日」という。）に2000年選挙、政党及び国民投票法第2章に基づき登記された政党をいう。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(4) 第3項(a)の規定〔の適用〕については、第2則第1項〔各号〕のいずれかに該当する日は、<u>ないもの</u>とみなす。</p>
---	--

8 1985年国民代表法（〔同年法律〕第50号）—抄— (Representation of the People Act 1985 (c. 50))

新	旧
<p>第15条 議会選挙、欧州議会選挙及び地方選挙の同時選挙</p> <p>(1) 次に掲げる選挙の投票が同じ日に行われる場合には、それぞれ当該投票を併せて行わなければならない。</p> <p>(a) 議会総選挙と欧州議会総選挙</p> <p>(b) 地方自治体通常選挙 (an ordinary local government election) と〔下院〕総選挙</p> <p>(c) 地方自治体通常選挙 (an ordinary local government election) と欧州議会総選挙</p> <p><u>(3A) 北アイルランド議会選挙の投票が第1項に規定する種類の選挙の1又は2以上の投票と同日に行われる場合には、北アイルランド首席選挙官は、〔北アイルランド〕議会選挙の投票をその他の選挙の投票と併せて行う旨の指示をすることができる。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) この条の同時選挙 (the combining of polls at any elections) に関し適切と認める規定〔() 当該選挙に関し〔各年〕国民代表法の特例を定める規定を含む〔。〕〕は、国務大臣が規則で定めることができる。</p> <p><u>(5B) 第5項の規定に基づき、第3A項の同時選挙 (the combining of polls) に関し〔適切と認める〕規定を設ける権限は、次に掲げる規定の特例を定める権限を含むものとする。</u></p> <p>(a) <u>2001年選挙法附則第2章又は第3章の規定 (同附則第32条の規定により付与された権限の追加)</u></p> <p>(b) <u>1998年北アイルランド法第34条第4項又は第84条第1項の規定又は1973年北アイルランド憲法第38条第1項(a)の規定 (1998年法第95条第1項参照) に基づいて定める規定</u></p> <p>(c) <u>地方選挙に関し北アイルランド法令で、又はこれに基づいて定める規定</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>第15条 議会選挙、欧州議会選挙及び地方選挙の同時選挙</p> <p>(1) 次に掲げる選挙の投票が同じ日に行われる場合には、それぞれ当該投票を併せて行わなければならない。</p> <p>(a) 議会総選挙と欧州議会総選挙</p> <p>(b) 地方自治体通常選挙 (an ordinary local government election) と〔下院〕総選挙</p> <p>(c) 地方自治体通常選挙 (an ordinary local government election) と欧州議会総選挙</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) この条の同時選挙 (the combining of polls at any elections) に関し適切と認める規定〔() 当該選挙に関し〔各年〕国民代表法の特例を定める規定を含む〔。〕〕は、国務大臣が規則で定めることができる。</p> <p>(6) (略)</p>

第20条 国王の崩御（Demise of the Crown）及び議会〔下院〕選挙等

- (1) 次項以下の規定に反しない限り、国王の崩御は、新たな議会を召集する布告で当該崩御前に発せられたもの（2011年議会任期固定法第3条第4項参照）（又は議会〔下院〕選挙若しくは新たな議会の召集に関するその他の事項）〔の効力〕を妨げない。
- (2) 第3項から第6項までの規定は、当該崩御が次に掲げる時期に生じて関係令状、関係通知その他の関係文書が発せられようとしている場合又は既に発せられた場合について適用する。
- (a) 2011年法第3条第1項の規定により議会在解散された日
- (b) (a)に掲げる日後の期間のうち、解散後2011年法第1条の規定により定められ、又は2011年第2条第7項の規定により指定される議会〔下院〕総選挙（〔以下この条において〕「現行選挙」という。）の選挙期日前の期間に係るもの
- (3) 現行選挙に関し、主たる法律第1附則第1則の〔選挙〕日程表において、次に掲げる日又は期間の計算については、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 選挙期日は、次に掲げる日のいずれかでなければならない。
- (i) その他の場合において選挙期日となるべき日後14日に当たる日
- (ii) 前号に掲げる日が平日でない場合にあっては、同日後最初の平日
- (b) 当該崩御の翌日から起算して13日以内の平日は、次に定めるところにより、取り扱うものとする。
- (i) 期間を計算するときは、ないものとみなすこと。
- (ii) 選挙期日前の手續の期日として取り扱ってはならないこと。

第20条 新たな議会の召集—国王の崩御の効果

- (1) 新たな議会を召集する布告があった場合には、国王の崩御は、この条に規定する場合を除き、その布告又は〔当該〕議会の存続期間に従い新たな議会を召集することを妨げるものではなく、これにより、1797年議会集合法第3条及び第4条（新たな議会の集会〔の日〕として指定した日前に崩御があったときは、解散された議会在6か月間集会して活動し〔sit〕、及び当該期間内にその法定〔家督〕相続人の死亡の場合に関する同様の規定を定めることを必要とする旨の規定）並びに同法第5条（当該日以後新たな議会在集会して活動する前に崩御があったときは、新たな議会在6か月以内に解散されることを必要とする旨の規定）の規定は、その効力を失う。
- (2) 布告があった後選挙期日前に崩御があった場合には、常に次に定めるところによる。
- (a) 議会の集会は、（崩御後引き続き閉会されない限り、）布告において集会〔の日〕として指定した日から起算して14日を経過した日の翌日に、その日が主たる法律（the principal Act）⁽⁶⁾第1附則の規定中〔選挙〕日程表における期間の計算についてないものとみなすべき日であるときにあってはその翌日で当該日でない日に行わなければならない。
- (b) 各年国民代表法において、崩御の際に行われなかった事項でその前に行うことを要しなかったものについては、〔既に〕発せられた布告及び同日程表に掲げる手續（〔選挙〕令状の受領を含む。）で〔既に〕実施したものをそれぞれその発せられ又は実施された日から起算して14日を経過した日の翌日にそれぞれ発せられ又は実施されたものとみなして、〔(a)の選挙〕日程表〔の規定〕を適用する。
- (3) 議会の集会在第2項の規定により延期される場合には、現に交付され又は布告に従って交付すべき令状（選挙令状であるか、召集令状であるか又は立会令状であるかを問わない。）は、布告において集会〔の日〕として指定した期日に代えて、集会在延期された期日を定めたものとみなすものとする。（ただし、更に交付すべき令状をもって、当該延期された期日を定めることができる。）

(6) 1985年国民代表法において「主たる法律（the principal Act）」とは、イギリスにおける国政選挙及び地方選挙に関する事項の大半を定めた1983年国民代表法をいう（1985年国民代表法第27条第1項）。

<p>(4) 現行選挙の選挙期日が2011年法第2条第7項の規定により指定されたときは、2011年法第1条第4項における選挙期日は、現行選挙に関し、新たに第3項(a)の選挙期日をいうものとして解釈するものとする。</p> <p>(5) 現行選挙の候補者については、主たる法律第76条第2項(a)に規定する制限額をその1.5倍に相当する額とみなして、同条の規定を適用する。</p> <p>(6) 現行選挙後新たに議会を召集する布告が当該崩御前に発せられた場合には、新たな議会は、(当該崩御後の閉会に反しない限り、)次に掲げる日のいずれかに集会するものとする。</p> <p>(a) 集会の布告において指定された日後14日に当たる日</p> <p>(b) (a)に掲げる日が平日でない場合にあっては、同日後最初の平日</p> <p>(7) 当該崩御が2011年法第3条第1項の規定による議会の解散の日前7日以内に生じたときは、当該崩御が解散当日に生じたものとして、〔この条〕第2項から第6項までの規定を適用する。</p> <p>(8) この条において「平日」とは、現行選挙に関し主たる法律第1附則第2則が適用される日(又は同日が選挙期日前にあったとすれば同則が適用されるべきであった日)以外の日をいう。</p>	<p>(4) 各年国民代表法に基づいて実施すべき事項の実施の必要がなくなった日以前の日、当該事項の実施が必要な一定の時前の日又は当該事項の実施が必要な一定の〔2以上の〕時の間の日 (the day on or before which or before a certain time in which or between certain times in which anything is required to be done) が第2項の規定により延期される場合には、これらの法律の規定による通知その他の文書は、本来の日を記載した文書であっても、これに代えて同項の規定により決定された日を記載したものとみなす。(ただし、当該規定による文書をもって、当該決定された日を定めることができる。)</p> <p>(5) 第2項の規定により選挙期日が延期される場合において、当該選挙の候補者については、主たる法律第76条(選挙費用の制限)第2項(a)に掲げる制限額をその1.5倍に相当する額とみなして、同条の規定を適用する。</p>
---	--

9 1986年議会〔下院〕選挙区法〔(同年法律)第56号〕一抄一 (Parliamentary Constituencies Act 1986 (c. 56))

新	旧
<p>第4条 勅令</p> <p>(1) 選挙区画定審議会の報告書に記載された勅告をその内容に変更を加え又は加えないで実施するために必要な勅令の草案で、この法律に基づいて国務大臣が議会に提出するものには、国務大臣がその実施のため必要と認める事項又はその実施に伴い必要になると認める事項に関する規定を設けることができる。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>(6) この条の勅令の施行は、その施行の際現に存する議会の解散までの間については、下院の組織又は議会議会〔下院の〕選挙の施行を妨げないものとする。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>第4条 勅令</p> <p>(1) 選挙区画定審議会の報告書に記載された勅告をその内容に変更を加え又は加えないで実施するために必要な勅令の草案で、この法律に基づいて国務大臣が議会に提出するものには、国務大臣がその実施のため必要と認める事項又はその実施に伴い必要になると認める事項に関する規定を設けることができる。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>(6) この条の勅令の施行は、その施行の際現に存する議会の解散までの間については、下院の組織を妨げず、新たな議会を召集する布告が女王により発せられるまでの間については、議会議会〔下院の〕選挙の施行を妨げないものとする。</p> <p>(7) (略)</p>

10 2000年政党、選挙及び国民投票法〔(同年法律)第41号〕一抄一 (Political Parties, Elections and Referendums Act 2000 (c. 41))

新	旧
<p>第22条 選挙における候補者の立候補のために登記すべき政党</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる区域のいずれかにおいて、当該選挙の</p>	<p>第22条 選挙における候補者の立候補のために登記すべき政党</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる区域のいずれかにおいて、当該選挙の</p>

候補者届出用紙の交付〔期間〕の末日前2日に当たる日（〔以下この条において〕「基準日（the relevant day）」という。）に、(a)にあってはグレート・ブリテンの当該区域のいずれかに関し第23条の規定により〔選挙〕委員会の保管するグレート・ブリテン〔政党〕登記簿に、(b)にあっては同条の規定により〔同〕委員会の保管する北アイルランド〔政党〕登記簿に登記された政党（小政党を除く。）は、第1項において当該選挙に関し「登記済適格政党（qualifying registered party）」とする。

(a) 〔下院〕選挙区、地方行政区画又は〔欧州議会〕選挙区で、その選挙が次に掲げる区域のいずれかにおいて行われるもの

(i) イングランド、スコットランド又はウェールズ

(ii) 〔欧州議会〕スコットランド選挙区又は〔同〕ウェールズ選挙区

(b) 〔下院〕選挙区、地方行政区画又は〔欧州議会〕選挙区で、その選挙が次に掲げる区域のいずれかにおいて行われるもの

(i) 北アイルランド

(ii) 〔欧州議会〕北アイルランド選挙区

(2A) 第2項において、1983年国民代表法第1附則議会〔下院〕選挙規則第2則第1項の規定の適用を受ける日（第2則第2A項の規定に反しないものに限る。）は、ないものとみなす。

(3)～(6) (略)

第63条 総選挙期間における毎週の寄附報告書

(1)～(5) (略)

(6) この条及び第64条において「総選挙期間（general election period）」とは、次の(a)に掲げる日から起算して次の(b)に掲げる日までを満了する期間をいう。

(a) 議会〔下院〕の総選挙を〔行う〕ため2011年議会任期固定法第3条第1項の規定により議会が解散された日

(b) 選挙期日

第9附則 選挙運動の支出制限

本則第79条関係

(定義)

第1条(1)・(2) (略)

(3) この附則において、次の(a)に掲げる日から起算して次の(b)に掲げる日までを満了する期間は、議会〔下院〕の総選挙が切迫中であるものとする。

(a) 議会〔下院〕の総選挙を〔行う〕ため2011年議会任期固定法第3条第1項の規定により議会が解散された日

(b) 選挙期日

(議会〔下院〕選挙が切迫中の場合の連結限度額)

第9条(1)～(5) (略)

(6) 第5項において「第1基準期間（the first relevant period）」とは、次の(a)に掲げる期間の初日から起算して次の(b)に掲げる日までを満了する期間とする。

(a) (略)

(b) 引き続き施行される見込みがある議会〔下院〕の総選挙に関し、2011年議会任期固定法第3条第1項の規定により議会が解散された日

候補者届出用紙の交付〔期間〕の末日前2日に当たる日（〔以下この条において〕「基準日（the relevant day）」という。）に、(a)にあってはグレート・ブリテンの当該区域のいずれかに関し第23条の規定により〔選挙〕委員会の保管するグレート・ブリテン〔政党〕登記簿に、(b)にあっては同条の規定により〔同〕委員会の保管する北アイルランド〔政党〕登記簿に登記された政党（小政党を除く。）は、第1項において当該選挙に関し「登記済適格政党（qualifying registered party）」とする。

(a) 〔下院〕選挙区、地方行政区画又は〔欧州議会〕選挙区で、その選挙が次に掲げる区域のいずれかにおいて行われるもの

(i) イングランド、スコットランド又はウェールズ

(ii) 〔欧州議会〕スコットランド選挙区又は〔同〕ウェールズ選挙区

(b) 〔下院〕選挙区、地方行政区画又は〔欧州議会〕選挙区で、その選挙が次に掲げる区域のいずれかにおいて行われるもの

(i) 北アイルランド

(ii) 〔欧州議会〕北アイルランド選挙区

(2A) 第2項において、1983年国民代表法第1附則議会〔下院〕選挙規則第2則第1項の規定の適用を受ける日は、ないものとみなす。

(3)～(6) (略)

第63条 総選挙期間における毎週の寄附報告書

(1)～(5) (略)

(6) この条及び第64条において「総選挙期間（general election period）」とは、次の(a)に掲げる日から起算して次の(b)に掲げる日までを満了する期間をいう。

(a) 次回の議会〔下院〕の総選挙に関し議会を解散する旨の女王陛下の意思が公表された日

(b) 選挙期日

第9附則 選挙運動の支出制限

本則第79条関係

(定義)

第1条(1)・(2) (略)

(3) この附則において、次の(a)に掲げる日から起算して次の(b)に掲げる日までを満了する期間は、議会〔下院〕の総選挙が切迫中であるものとする。

(a) 次回の議会〔下院〕の総選挙に関し議会を解散する旨の女王陛下の意思が公表された日

(b) 選挙期日

(議会〔下院〕選挙が切迫中の場合の連結限度額)

第9条(1)～(5) (略)

(6) 第5項において「第1基準期間（the first relevant period）」とは、次の(a)に掲げる期間の初日から起算して次の(b)に掲げる日までを満了する期間とする。

(a) (略)

(b) 引き続き施行される見込みがある議会〔下院〕の総選挙に関し、議会を解散する旨の女王陛下の意思が公表された日

<p>(7) (略)</p> <p>第 10 附則 統制支出の制限</p> <p style="text-align: right;">本則第 94 条関係</p> <p>(定義)</p> <p>第 1 条 (1) (略)</p> <p>(2) この附則において、次の(a)に掲げる日から起算して次の(b)に掲げる日をもって満了する期間は、議会〔下院〕の総選挙が切迫中であるものとする。</p> <p>(a) <u>議会〔下院〕の総選挙を〔行う〕ため 2011 年議会任期固定法第 3 条第 1 項の規定により議会が解散された日</u></p> <p>(b) 選挙期日</p> <p>(3) (略)</p> <p>(議会〔下院〕選挙が切迫中の場合の連結限度額)</p> <p>第 9 条 (1)~(5) (略)</p> <p>(6) 第 5 項において「第 1 基準期間 (the first relevant period)」とは、次の(a)に掲げる期間の初日から起算して次の(b)に掲げる日をもって満了する期間とする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>引き続き施行される見込みがある議会〔下院〕の総選挙に関し、2011 年議会任期固定法第 3 条第 1 項の規定により議会が解散された日</u></p> <p>(7) (略)</p>	<p>(7) (略)</p> <p>第 10 附則 統制支出の制限</p> <p style="text-align: right;">本則第 94 条関係</p> <p>(定義)</p> <p>第 1 条 (1) (略)</p> <p>(2) この附則において、次の(a)に掲げる日から起算して次の(b)に掲げる日をもって満了する期間は、議会〔下院〕の総選挙が切迫中であるものとする。</p> <p>(a) <u>次回の議会〔下院〕の総選挙に関し議会を解散する旨の女王陛下の意思が公表された日</u></p> <p>(b) 選挙期日</p> <p>(3) (略)</p> <p>(議会〔下院〕選挙が切迫中の場合の連結限度額)</p> <p>第 9 条 (1)~(5) (略)</p> <p>(6) 第 5 項において「第 1 基準期間 (the first relevant period)」とは、次の(a)に掲げる期間の初日から起算して次の(b)に掲げる日をもって満了する期間とする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>引き続き施行される見込みがある議会〔下院〕の総選挙に関し、議会を解散する旨の女王陛下の意思が公表された日</u></p> <p>(7) (略)</p>
---	---

【凡例】

本文中〔 〕内の日本語の字句及び()内の原文は訳者が補ったものであり、()内の日本語の字句は原文の()内を翻訳したものである。

2011 年議会任期固定法の関係法律中新旧対照表の左欄の下線の部分は当該改正により加えられた字句を、右欄の下線の部分は当該改正により削られた字句を示した。

なお、脚注は、訳者の付した注である。

出典

・原則として、イギリス政府現行法令サイト〈<http://www.legislation.gov.uk/>〉によった。ただし、これにないものは、Public General Acts (国立国会図書館 請求記号：CG-3-7) に、更にこれにないものは、Statutes at Large (同：CG-3-11) によった。

(かわしま たろう)